

昭和二十四年法律第二百六十七号

漁業法

目次

第一款 総則（第一条—第六条）	第二章 水産資源の保存及び管理
第二節 総則（第七条・第八条）	第三節 漁獲可能量による管理
第三款 漁獲可能量等の総量の管理（第三十条）	第四款 漁獲可能量等の設定（第十五条・第十六条）
第四節 補則（第三十五条）	第五款 漁獲割当てによる漁獲量の管理（第十七条—第二十九条）
第五節 雜則（第一百五十七条—第一百六十八条）	第六款 漁獲量等の総量の管理（第三十一条）
第六章 土地及び土地の定着物の使用（第一百六十一条—第一百六十七条）	第七章 地方行政の責務（第一百六十八条—第一百七十二条）
第七章 罰則（第一百八十九条—第一百九十八条）	第八章 内水面漁業（第一百六十八条—第一百七十三条）
附則	第九章 雜則（第一百七十四条—第一百八十八条）

第一条 この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もつて漁業生産力を発展させることを目的とする。 (定義)	第二章 水産資源の保存及び管理
第二節 総則（第六十条・第六十一条）	第三節 漁業の性質等（第七十四条—第七十五条）
第三節 海区漁場計画及び内水面漁場計画（第六十二条—第六十三条）	第四節 漁業権（第六十七条）
第四節 漁業の免許（第六十八条—第七十一条）	第五節 漁業権の性質等（第七十四条—第七十六条）
第五節 沿岸漁場管理（第一百九一条—第一百六十六条）	第六節 漁業調整に関するその他の措置（第一百五十五条）
第六章 漁業調整委員会等（第一百三十三条）	第七章 漁業調整（第一百三十四条・第一百三十五条）
第七章 総則（第一百三十四条・第一百三十五条）	第八章 沿岸漁場管理（第一百九一条—第一百六十六条）
第八章 海区漁業調整委員会（第一百三十六条）	第九章 沿岸漁場管理（第一百九一条—第一百六十六条）
第九章 第一百四十六条	第十章 沿岸漁場管理（第一百九一条—第一百六十六条）

3 代表者は、行政庁に対し、共同者を代表する。	4 前三項の規定は、共同して第六十条第一項に規定する漁業権又はこれを目的とする抵当権若しくは同条第七項に規定する入漁権を取得した場合に準用する。 (国及び都道府県の責務)
4 漁獲割当てを行なう準備の整つていない管理区分における漁獲量の管理は、当該管理区分において水産資源を採捕する者による漁獲量の総量を管理することにより行なるものとする。	5 前項の場合において、水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案して漁獲量の総量の管理を行うことが適当でないと認められるときは、当該管理に代えて、当該管理区分において当該管理区分に係る漁獲努力可能量を超えないよう、当該管理区分において水産資源を採捕するため漁ろうを行う者による漁獲努力量の総量を管理することにより行なるものとする。
5 漁獲割当てを行なう準備の整つていない管理区分における漁獲量の管理は、当該管理区分において水産資源を採捕する者による漁獲量の総量を管理することにより行なるものとする。	6 漁獲割当てを行なう準備の整つていない管理区分において水産資源を採捕する者による漁獲量の総量を管理することにより行なるものとする。
6 漁獲割当てを行なう準備の整つていない管理区分において水産資源を採捕する者による漁獲量の総量を管理することにより行なるものとする。	7 代表者は、行政庁に対し、共同者を代表する。
7 代表者は、行政庁に対し、共同者を代表する。	8 代表者は、行政庁に対し、共同者を代表する。

都道府県知事は、前項の規定により要請をするときは、当該要請に係る資源評価に必要な情報をお尋ねする場合は、農林水産大臣に提供しなければならない。

第三条 都道府県知事は、前項の規定による場合のほか、農林水産大臣の求めに応じて、資源調査に協力するものとする。

第十二条 農林水産大臣は、資源評価を踏まえて、資源管理に関する基本方針（以下この章及び第百二十五条第一項第一号において「資源管理基本方針」という。）を定めるものとする。

第二 資源管理基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 資源管理に関する基本的な事項
- 二 資源管理の目標
- 三 特定水産資源（漁獲可能量による管理を行う水産資源をいう。以下同じ。）及びその管理年度（特定水産資源の保存及び管理を行う年度をいう。以下この章において同じ。）
- 四 特定水産資源ごとの大臣管理区分（農林水産大臣が設定する管理区分をいう。以下この章において同じ。）及びその管理区分を定めるため、その値を下回った場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値（第十五条第二項第二号において「限界管理基準値」とい
- 五 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
- 六 大臣管理区分ごとの漁獲量（第十七条第一項に規定する漁獲割当管理区分以外の管理区分にあっては、漁獲量又は漁獲努力量。第十一条第二項第四号において同じ。）の手法
- 七 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
- 八 その他資源管理に関する重要な事項

第三条 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めうとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならぬ。

第四条 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第五条 農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針について検討を行い、必要があると認めるときには、資源管理基本方針について変更するものとする。

第六条 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による資源管理基本方針の変更について準用する。

第十二条 前条第二号の資源管理の目標（資源管理の目標等）は、資源評価が行われた水産資源について、水

の条及び第十五条第二項において「資源水準」という。の値を定めるものとする。

第三条 都道府県知事は、資源管理基本方針について、当該都道府県において資源管理を行なうことが可能な水産資源の数量の最大値をいる。次号において同じ。）を実現するために維持し、又は回復させるべき目標となる値（同号及び第十五条第二項において「目標管理基準値」という。）

第二 資源水準の低下によつて最大持続生産量の実現が著しく困難になるとを未然に防止するため、その値を下回った場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値（第十五条第二項第二号において「限界管理基準値」とい

第三 前条第二項第三号の管理年度は、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案して定めるものとする。

第四 前条第二項第五号の配分の基準は、水域の特性、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。

第五 前条第三号の配分の基準は、水域の特性、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第六 その他資源管理に関する重要な事項

第三条 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めるに当たつては、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組み（我が国が締結した条約その他の国際約束により設けられたものに限る。以下この条及び第五十二条第二項において「国際的な枠組み」という。）において行われた資源評価を考慮しなければならない。

第四条 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めうとするときは、国際的な枠組みにおいて決定されている資源管理の目標その他の資源管理に関する事項を考慮しなければならない。

第五条 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めうとするときは、国際的な枠組みにおいて決定されたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、都道府県資源管理方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第七条 農林水産大臣は、資源管理基本方針の変更により都道府県資源管理方針が資源管理基本方針に適合しなくなつたと認めるときは、当該都道府県資源管理方針を定めた都道府県知事に対し、当該都道府県資源管理方針を変更すべき旨を通知しなければならない。

第八条 都道府県知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県資源管理方針を変更しなければならない。

第九条 都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針に検討を加え、必要があると認め

るときは、第十二条第五項の規定により資源管理基本方針を変更しなければならない。

第十四条 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行なうために方針（以下この章及び第百二十五条第一項第一号において「都道府県資源管理方針」という。）を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。

第二 都道府県資源管理方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 資源管理に関する基本的な事項
- 二 資源管理の目標
- 三 特定水産資源（漁獲可能量による管理を行う水産資源をいう。以下同じ。）及びその管
- 四 理年度（特定水産資源の保存及び管理を行う年度をいう。以下この章において同じ。）
- 五 特定水産資源ごとの大臣管理区分（農林水
- 六 及び大臣管理区分への配分の基準
- 七 大臣管理区分ごとの漁獲量（第十七条第一項に規定する漁獲割当管理区分以外の管理区分にあっては、漁獲量又は漁獲努力量。第十一条第二項第四号において同じ。）の管理の手法
- 八 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
- 九 その他資源管理に関する重要な事項

第三条 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めうとするときは、国際的な枠組みにおいて決定されたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、都道府県資源管理方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第五条 農林水産大臣は、資源管理基本方針の変更により都道府県資源管理方針が資源管理基本方針に適合しなくなつたと認めるときは、当該都道府県資源管理方針を定めた都道府県知事に対し、当該都道府県資源管理方針を変更すべき旨を通知しなければならない。

第六条 都道府県知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県資源管理方針を変更しなければならない。

第七条 農林水産大臣は、第一項各号に掲げる数量を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聽かなければならぬ。

第八条 農林水産大臣は、第一項各号に掲げる数量を定めようとするときは、関係する都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

5 農林水産大臣は、第一項各号に掲げる数量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、第一項各号に掲げる数量の変更について準用する。

(知事管理漁獲可能量の設定)

第十六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に分配する数量（以下この節及び第一百二十五条第一項第四号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならない。

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

第二款 漁獲割当てによる漁獲量の管理

(漁獲割当割合の設定)

第十七条 漁獲割当てによる漁獲量の管理を行う管理区分（以下この節並びに第一百二十四条第一項及び第一百三十二条第二項第一号において「漁獲割当管理区分」という。）において当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源を採捕しようとする者は、当該管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に申請して、当該特定水産資源の採捕に使用しようとする船舶等ごとに漁獲割当ての割合（以下この款において「漁獲割当割合」という。）の設定を求めることができる。

2 前項の漁獲割当割合の有効期間は、一年を下らない農林水産省令で定める期間とする。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合の設定をしようとするときは、あらかじめ

め、漁獲割当管理区分ごとに、船舶等ごとの漁獲実績その他農林水産省令で定める事項を勘案して設定の基準を定め、これに従つて設定を行わなければならない。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当の対象となる特定水産資源の再生産の阻害を防止するために漁業時期若しくは漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理を行う必要があると認めるとき、又は漁獲割当割合の設定を受けた者の間の紛争を防止する必要があると認めるとときは、漁獲割当割合の設定を、当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕に係る漁業に係る許可等（第三十六条第一項若しくは第五十七条第一項の許可又は第三十八条（第五十八条において準用する場合を含む。）の認可をいう。）を受け、又は当該採捕に係る個別漁業権（第六十二条第二項第一号亦に規定する個別漁業権をいう。）を有する者（第二十三条第二項第一号において「有資格者」という。）に限ることができる。

（漁獲割当割合の設定を行わない場合）

5 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

第十八条 前条第一項の規定により申請した者が次の方号に掲げる者のいずれかに該当するときは、農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合の設定を行つてはならない。

一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力團員等」という。）

二 暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号に規定する暴力團員又は同号に規定する暴力團員でなくなりた日から五年を経過しない者（以下「暴力團員等」という。）

三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用者のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 暴力團員等がその事業活動を支配する者

五 その申請に係る漁業を営むに足りる経理的基本を有しない者

六号に規定する暴力團員又は同号に規定する暴力團員でなくなりた日から五年を経過しない者（以下「暴力團員等」という。）

一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ暴力團員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力團員等」という。）

二 暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号に規定する暴力團員又は同号に規定する暴力團員でなくなりた日から五年を経過しない者（以下「暴力團員等」という。）

三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用者のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 暴力團員等がその事業活動を支配する者

五 その申請に係る漁業を営むに足りる経理的基本を有しない者

六号に規定する暴力團員又は同号に規定する暴力團員でなくなりた日から五年を経過しない者（以下「暴力團員等」という。）

一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ暴力團員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力團員等」という。）

二 暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号に規定する暴力團員又は同号に規定する暴力團員でなくなりた日から五年を経過しない者（以下「暴力團員等」という。）

三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用者のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 暴力團員等がその事業活動を支配する者

五 その申請に係る漁業を営むに足りる経理的基本を有しない者

第二十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当管理原簿を作成し、漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の設定、移転及び取消しの管理を行うものとする。

(漁獲割当管理原簿)

農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当管理原簿の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

3 漁獲割当管理原簿に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する年法律第五十七号）の規定は、適用しない。

4 漁獲割当管理原簿に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する年法律第五十七号）の規定は、適用しない。

（漁獲割当管理原簿の記録）

農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当管理原簿は、電子的記録（電子的方式

式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識

することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供される

ものとして農林水産省令で定めるものをいう。）で作成することができる。

（漁獲割当割合の移転）

農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合は、船舶等とともに当該船等ごとに設定された漁獲割当割合を譲り渡す場合その他の農林水産省令で定める場合に該

当する場合であつて農林水産大臣又は都道府県

知事の認可を受けたときに限り、移転をするこ

とができない。この場合において、当該移転を受

けた者は漁獲割当割合設定者と、当該移転をさ

れた漁獲割当割合は第十七条第一項の規定によ

り設定を受けた漁獲割当割合と、それぞれみなし

て、この款の規定を適用する。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当

割合の移転を受けようとする者が第十八条第一

項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合そ

れぞれみなし

てはならない。

1 年次漁獲割当量の移転を受けようとする者

が第十八条第一項各号に掲げる者のいずれか

に該当する場合

二 移転をしようとする年次漁獲割当量が、當

該移転をしようとする年次漁獲割当量設定者

が設定を受けた年次漁獲割当量から当該年次

漁獲割当量設定者が当該管轄年度において採捕した特定水産資源の数量を減じた数量よりも大きいと認められる場合

三 前二号に掲げる場合のほか、農林水産省令で定める場合

4 年次漁獲割当量設定者が死亡し、解散し、又は分割（年次漁獲割当量を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により年次漁獲割当量を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によつて年次漁獲割当量を承継した法人は、当該年次漁獲割当量設定者の地位（相続又は分割により年次漁獲割当量の一部を承継した者については、当該一部の年次漁獲割当量に係る部分に限る。）を承継する。

前項の規定により年次漁獲割当量設定者の地位（相続又は分割により年次漁獲割当量の一部を承継した者については、当該一部の年次漁獲割当量に係る部分に限る。）を承継する。

（適格性の喪失等による取消し）

第二十三条 農林水産大臣及び都道府県知事は、漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者が第十八条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当することとなつた場合には、これらの者が設定を受けた漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣及び都道府県知事は、漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者が第十八条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当することとなつた場合には、これらの者が設定を受けた漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消すことができる。

一 第十七条第四項の規定により漁獲割当割合の設定を有資格者に限りの場合において、有資格者でなくなった場合

二 第十八条第一項第五号に掲げる者に該当することとなつた場合

3 前二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

（政令への委任）

第二十四条 第十七条から前条までに定めるもののほか、漁獲割当管理原簿への記録その他漁獲割当てに關し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条 漁獲割当管理区分においては、当該漁獲割当管理区分に係る年次漁獲割当量設定者が第二十五条第二項の規定により行なつてその設

でなければ、当該漁獲割当の対象となる特定水産資源の採捕を目的として当該特定水産資源の採捕をしてはならない。

第二十六条 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当量を超過して当該漁獲割当の対象となる特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、漁獲量その他の漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。

（停泊命令等）

第二十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、年次漁獲割当量設定者が第二十五条第二項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源の採捕（漁獲努力量の総量において特定水産資源の採捕（漁獲努力量の総量において「漁獲努力量管理区分」という。）にあつたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

（漁獲量等の報告）

第二十八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合設定者である年次漁獲割当量設定者が第二十五条第二項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源を採捕したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定水産資源の漁獲量（漁獲努力量管理区分にあつては、当該特定水産資源の漁獲努力量の総量において同じ。）その他の漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分（漁獲割当量において同じ。）をする者は、特定水産資源の採捕をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該採捕に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の採捕を引き続きするおそれがあるときは、当該採捕をした者が使用する船舶について停泊港及

び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該採捕に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の採用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができ。第一 第十七条第四項の規定により漁獲割当割合の設定を有資格者に限りの場合において、有資格者でなくなった場合

二 第十八条第一項第五号に掲げる者に該当することとなつた場合

3 前二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

（政令への委任）

第二十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合設定者である年次漁獲割当量設定者が第二十五条第二項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源を採捕したときは、その超えた部分の数量を基準として農林水産省令で定めるところにより算出する数量を、次の管理年度以降において当該漁獲割当割合設定者に設定する年次漁獲割当量から控除することができる。

（漁獲割当割合の削減）

第二十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合設定者である年次漁獲割当量設定者が第二十五条第二項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源を採捕したときは、その超えた部分の数量を基準として農林水産省令で定めるところにより算出する数量を、次の管理年度以降において当該漁獲割当割合設定者に設定する年次漁獲割当量から控除することができる。

（助言、指導又は勧告）

第三十二条 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、農林水産省令で定めるところにより、期間を定め、採捕の停止その他特定水産資源の採捕に關し必要な命令をすることができる。

一 大臣管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該大臣管理区分に係る大臣管理権限の総量が当該大臣管理区分に係る大臣管理権限を超過しており、又は超えるおそれがあるおそれが大きい場合

二 一の特定水産資源の採捕をする者

二一の特定水産資源に係る全ての大管管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量を、その他の農林水産省令で定めるときは、当該漁獲量の総量その他の農林水産省令で定める事項を公表するものとする。

が当該全ての大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量の合計を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合、当該全ての大臣管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者

三 特定水産資源の漁獲量の総量が当該特定水産資源の漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合、当該特定水産資源の採捕をする者

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、規則で定めるところにより、期間を定め、採捕の停止その他特定水産資源の採捕に関し必要な命令をすることができる。

一 知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理区分における特定水産資源の漁獲量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合、当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者

二 一の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量が当該特定水産資源に係る全ての知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量が著しく大きい場合、当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者

三 おいて当該特定水産資源の採捕をする者（停泊命令等）

第三十四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、前条の命令を受けた者が当該命令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあるときは、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他の特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を指定してその使用的の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

第四節 捕則

第三十五条 都道府県知事は、都道府県別漁獲可能量の管理を行うに当たり特に必要があると認めるとときは、農林水産大臣に対し、第百二十一條第三項の規定により同条第一項の指示について必要な指示をすることを求めることができ。第三章 許可漁業

第一節 大臣許可漁業

（農林水産大臣による漁業の許可）

第三十六条 船舶により行う漁業であつて農林水産省令で定めるものを営むとする者は、船舶

ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならぬ。

二 前項の農林水産省令は、漁業調整（特定水産資源の再生産の阻害の防止若しくは特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理又は漁場の使用に関する紛争の防止のために必要な調整をいう。以下同じ。）のため漁業者及びその使用する船舶（船舶において使用する漁ろう設備を含む。）について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決めが存在すること、漁場の区域が広域にわたることその他の政令で定める事由により当該措置を統一して講ずることが適であると認められる漁業について定めるものとする。

三 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならぬ。（許可を受けた者の責務）

第三十七条 前条第一項の農林水産省令で定める漁業（以下「大臣許可漁業」という。）について同項の許可（以下この節（第四十七条を除く。）において単に「許可」という。）を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

（起業の認可）

第三十八条 許可を受けようとする者であつて現に船舶を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに、あらかじめ起業につき農林水産大臣の認可を受けることができる。

第三十九条 前条の認可（以下この節において「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、農林水産大臣は、次条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から農林水産大臣の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。（許可又は起業の認可をしない場合）

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、農林水産大臣は、許可又は起業の認可をしではならない。

一 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合

二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

三 農林水産大臣は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、あらかじめ、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。（許可又は起業の認可についての適格性）

四 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者（次項において「申請者」という。）に対しては、農林水産大臣は、第四十一条各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

五 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶の数が第一項の規定により公示した船舶の数を超える場合には、前項の規定にかかるわらず、申請者の生産性を勘案して許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

六 前項の規定により許可又は起業の認可をする者をできないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

（公示における留意事項）

第三十九条 農林水産大臣は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる大臣許可漁業について、前条第一項の規定による公示をするに当たつては、当該大臣許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が農林水産大臣が定めた割合を下回ると認められる場合を除き、船舶の数及び船舶の総トン数その他の船舶の規模に関する制限措置を定めないものとする。（許可等の条件）

第四十二条 農林水産大臣は、許可（第三十九条第一項及び第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（新規の許可又は起業の認可）をしようとするときは、農林水産大臣は、許可（第三十九条第一項及び第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他この条において同じ。）をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

2 前項の申請すべき期間は、三月を下ることがない。ただし、農林水産省令で定める緊急

一 申請者が次条第一項に規定する特別の事情があるときは、この限りでない。

2 農林水産大臣は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

3 農林水産大臣は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、あらかじめ、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者（次項において「申請者」という。）に対しては、農林水産大臣は、第四十一条各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶の数が第一項の規定により公示した船舶の数を超える場合には、前項の規定にかかるわらず、申請者の生産性を勘案して許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者をできないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

（公示における留意事項）

第四十三条 農林水産大臣は、漁業調整その他の公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に付けることができる。

2 農林水産大臣は、漁業調整その他の公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に付けることができる。

3 農林水産大臣は、前項の規定により条件を付けるべきようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聽聞を行わなければならない。

4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。(継続の許可又は起業の認可等)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第四十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

一 許可を受けた者が、その許可の有効期間満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該大臣許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内(その許可の有効期間中に限る)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

四 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該大臣許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

第五十六条 許可の有効期間は、漁業の種類ごとに五年を超えない範囲内において農林水産省令で定める期間とする。ただし、前条(第一号を除く)の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 農林水産大臣は、漁業調整のため必要な限度において、水産政策審議会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。(変更の許可)

第四十七条 大臣許可漁業の許可を受けた者が、第四十二条第一項の農林水産省令で定める事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、大臣許可漁業を営もうとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。(相続又は法人の合併若しくは分割)

第四十八条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可又は起業の

認可を受けた船舶を承継させるものに限る)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により大臣許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて当該船舶を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

(許可等の失效)

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一 許可を受けた船舶を当該大臣許可漁業に使用することを廃止したとき。

二 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

三 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失つたとき。

四 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二月以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。(休業等の届出)

(休業による許可の取消し)

第五十条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ農林水産大臣に届け出なければならない。

第五十一条 農林水産大臣は、許可を受けた者が前項の規定による許可の取消し

2 農林水産省令で定める期間を超えて休業したときは、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第五十五条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び第百十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、第百二十二条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、第百二十一條第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する第百二十条第十一項の規定による命令により大臣許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(資源管理の状況等の報告等)

第五十二条 許可を受けた者は、農林水産省令で定めることにより、当該許可に係る大臣許可漁業における資源管理の状況、漁業生産の実績その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により農林水産大臣に報告した事項については、この限りでない。

2 農林水産大臣は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、許可を受けた者に對し、衛星船位測定送信機その他の農林水産省令で定める電子機器を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は該電子機器を常時作動させることを命ずる

ことができる。

(勧告)

第五十三条 農林水産大臣は、許可又は起業の認可を受けた者が第四十一条第一項第六号に該当することとなつたときは、当該許可又は起業の認可を受けた者に対するものとする。

第五十四条 農林水産大臣は、許可又は起業の認可を受けた者が第四十一条第一項第二号又は第四十一条第一項各号(第六号を除く)のいずれかに該当することとなつたときは、当該許可又は起業の認可を受けた者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

2 農林水産大臣は、許可又は起業の認可を受けた者が次条の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

一 漁業に関する法令の規定に違反したとき。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十号)第十二条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条中「第十一条第五項」とあるのは、「漁業法第五十五条第一号」と、「同条第四項の告示の日」とあるのは、「その許可の取消しの日」と読み替えるものとする。

2 許可証の交付等)

第五十六条 農林水産大臣は、許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その者に對し許可証を交付する。

2 許可証の書換え交付、再交付及び返納に關する事項は、農林水産省令で定める。

第二節 知事許可漁業

(都道府県知事による漁業の許可)

第五十七条 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 前項の農林水産省令は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、農林水産大臣が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について限縮措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。

3 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を制定し、又は改廢しようとするときは、水産政策審議会の意見を聽かなければならぬ。

4 第一項の規則は、都道府県知事が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。

5 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廢しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廢しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

7 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令で定める漁業について、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、次に掲げる事項を定めることができること。

一 当該漁業について都道府県知事が許可をす

ることができる船舶等の数

二 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をことができるときは、関係都道府県知事の意見を聽かなければならない。
 三 その他農林水産省令で定める事項

9 農林水産大臣は、前項の事項を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聽かなければならない。
 都道府県知事は、第七項の規定により定められた事項に違反して第一項の許可をしてはならない。

(知事許可漁業の許可への準用)

第五十八条 第三十七条から第四十条まで、第四十一条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第四十二条（第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四十六条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条並びに第五十六条の規定は、前条第一項の農林水産省令又は規則で定める漁業（以下「知事許可漁業」という。）の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十七条中「同項」とあるのは「第五十七条第一項」と、第三十八条中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「建造」とあるのは「建造又は製造」と、第四十一条第一項第五号中「船舶」とあるのは「船舶等」と、同一条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第四十二条第一項中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第二項本文中「三月を下ることができない」とあるのは「漁業の種類」とに規則で定める期間とする」と、同条第三項本文中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、同条第五項中「船舶」とあるのは「船舶」の基準を定め、これに従つて」とあるのは「規則」と、同条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第四十七条及び第五十一条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、第五十二条

第一項中「農林水産省令」とあるのは、「規則」と、「その他の農林水産省令」とあるのは「その他の農林水産省令又は規則」と、同条第二項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と、第五十四条第二項中「次の各号のいずれかに該当することとなつた」とあるのは「漁業に関する法令の規定に違反した」と、第五十六条中「農林水産省令」とあるのは「規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十九条 この章に定めるもののほか、大臣許可漁業及び知事許可漁業の手続その他この章の規定の実施に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第四章 漁業権及び沿岸漁場管理

第一节 総則

(定義)

第六十条 この章において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。この章において「定置漁業権」とは、定置漁業を営む権利をいい、「区画漁業権」とは、区画漁業を営む権利をいい、「共同漁業権」とは、共同漁業を営む権利をいう。

3 この章において「定置漁業」とは、漁具を定置して営む漁業であつて次に掲げるものをいう。

4 この章において「区画漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

5 この章において「共同漁業」とは、内水面（海面以外の水面）における漁業である。

6 この章において「動力漁船」とは、推進機関を備える船舶であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

7 この章において「動力漁船」とは、専ら漁業に従事する船舶である。

8 この章において「動力漁船」とは、練習に従事する船舶又は漁業の取締りに從事する船舶であつて漁ろう設備を有するものである。

9 この章において「保全活動」とは、水産動植物の生育環境の保全又は改善その他沿岸漁場の保全のための活動であつて農林水産省令で定めるものをいう。

第一項中「農林水産省令」とあるのは、「規則」と、「その他の農林水産省令」とあるのは「その他の農林水産省令又は規則」と、同条第二項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と、第五十四条第二項中「次の各号のいずれかに該当することとなつた」とあるのは「漁業に関する法令の規定に違反した」と、第五十六条中「農林水産省令」とあるのは「規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十一条 都道府県は、その管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めなければならない。

第二节 海区漁場計画及び内水面漁場計画

第一款 海区漁場計画

(海区漁場計画)

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

1 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

2 海区漁場計画においては、海区（第一百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

3 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

4 海区漁場計画においては、海区（第一百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

5 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

6 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

7 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

8 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

9 この章において「保全沿岸漁場」とは、漁業生産力の発展を図るために保全活動の円滑かつ計画的な実施を確保する必要がある沿岸漁場として都道府県知事が定めるものをいう。

第一項中「農林水産省令」とあるのは、「規則」と、「その他の農林水産省令」とあるのは「その他の農林水産省令又は規則」と、同条第二項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と、第五十四条第二項中「次の各号のいずれかに該当することとなつた」とあるのは「漁業に関する法令の規定に違反した」と、第五十六条中「農林水産省令」とあるのは「規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十三条 都道府県は、その管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めなければならない。

第二节 海区漁場計画及び内水面漁場計画

第一款 海区漁場計画

(海区漁場計画)

第六十四条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

1 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

2 海区漁場計画においては、海区（第一百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

3 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

4 海区漁場計画においては、海区（第一百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

5 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

6 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

7 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

8 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

9 この章において「保全活動」とは、水産動植物の生育環境の保全又は改善その他沿岸漁場の保全のための活動であつて農林水産省令で定めるものをいう。

(海区漁場計画の要件等) 第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

二 海区漁場計画の作成の時において適切かつ有效地に活用されている漁業権(次号において「活用漁業権」という。)があるときは、前条第二項第一号からハまでに掲げる事項が当該漁業権とおむね等しいと認められる漁業権(次号において「類似漁業権」という。)が設定されていること。

三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。

四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

五 前号第二項第一号ニについて、第七十五条第一項の期間より短い期間を定めるに当たつては、漁業調整のため必要な範囲内であること。

六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業の使用と調和しつゝ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たつては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。(海区漁場計画の作成の手続)

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聽かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聽いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて、海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成するに際しては、最高裁判所の定める手続により、上訴することができる。

5 都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他の農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらとの申請期間を公示しなければならない。

7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。

8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

2 第六十五条 農林水産大臣は、前条第二項の検討の結果を踏まえて、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、我が国の漁業生産力の発展を図るために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、海区漁場計画の案を修正すべき旨の助言その他の海区漁場計画に関する指示をできる。

(農林水産大臣の助言)

第六十六条 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合に該当するときは、都道府県知事に対し、海区漁場計画を変更すべき旨の指示その他の海区漁場計画に関して必要な指示をすることができる。

一 前条の規定により助言をした事項について、我が国の漁業生産力の発展を図るため特に必要があると認めるとき。

二 都道府県の区域を超えた広域的な見地から、漁業調整のため特に必要があると認めるとき。

第三節 漁業権

第一款 漁業の免許

(漁業権に基づかない定置漁業等の禁止)

第六十七条 都道府県知事は、その管轄する内水面について、五年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとする。

2 第六十八条 定置漁業及び区画漁業は、漁業権又は入漁権に基づくものでなければ、営んではならない。

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。(漁業の免許)

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。(海区漁業調整委員会への諮問)

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならない。

(免許をしない場合)

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。

二 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。

三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。

四 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

2 第六十二条 第二項(第一号に係る部分に限り)、第六十三条第一項(第六号を除く。)及び第二項並びに第六十四条から前条までの規定は、内水面漁場計画について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「海区(第一百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。)」と、「とあるのは「次に」と、第六十四条第六項中「免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれら」とあるのは「免許予定日及び」と、同条第七項中「免許予定日及び指定予定日」とあるのは「免許予定日」と読み替えるものとする。

3 第一項第四号の所有者又は占有者は、正当な事由がなければ、同意を拒むことができない。当該申請が第一項各号のいずれかに該当する旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該申請者に同項各号のいずれかに該当する理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

4 第一項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事業について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

5 海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、当該申請が第一項各号のいずれかに該当する旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該申請者に同項各号のいずれかに該当する理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

6 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事業について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

7 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれかにも該当しない者とする。

一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

二 暴力団員等であること。

三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用者のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

5 第二項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事業について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

6 第二項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事業について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

7 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれかにも該当しない者とする。

一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

二 暴力団員等であること。

三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用者のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

5 第二項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事業について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

6 第二項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事業について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

7 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれかにも該当しない者とする。

一 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権。その組合員(漁業協同組合連合会の場合は、その会員たる漁業協同組合の組合員)のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの。

二 団体漁業権(前号に掲げるものを除く。)その組合員(漁業協同組合連合会の場合に

は、その会員たる漁業協同組合の組合員)のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業(海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第一百六条第四項において同じ。)を営む者(河川以外の内水面における漁業を内容とする漁業權にあつては当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における漁業を内容とする漁業權にあつては当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下この号及び第五項において同じ。)の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分之二以上であるもの前項の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人(株式会社にあつては、公開会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第五号に規定する公開会社をいう。)でないものに限る。以下この項において同じ。)の組合員、社員若しくは株主又は当該法人の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主のうち当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。

4 第二項の規定は、二以上の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が共同してした申請について準用する。この場合において、同項中「その組合員」とあるのは「それらの組合員」と、「その会員」とあるのは「それらの会員」と読み替えるものとする。

5 第二項第一号に掲げる団体漁業権の関係地区内に住所を有し当該団体漁業権の内容たる漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合若しくはその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会が同号に定める漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会に対しても申請することを申し出た場合には、申し出を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、正當な事由がなければ、これを拒むことができない。

6 第二項(第四項において準用する場合を含む。)の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が団体漁業権の内容たる漁業の免許を受けた場合には、その免許の際に当該団体漁業権の関係地区内に住所を有する者を営む者であつた者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受け、当該免許を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対し当該団体漁業権を共有すべきことを請求することができる。この場合には、第七十九条第一項の規定は、適用しない。

7 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

8 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第一種共同漁業又は第五種共同漁業を内容とする共同漁業権を取得した場合においては、海区漁業調整委員会は、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会と関係地区内に住所を有する漁業者(個人に限る。)又は漁業従事者であつてその組合員(漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員)でないものとの関係において当該共同漁業権の行使を適切にするため、第二百二十条第一項の規定に従い、必要な指示をするものとする。

(免許をすべき者の決定)

9 第七十三条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対し

ては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

10 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。

一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権(以下この号において「満了漁業権」という。)とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有效地に活用していると認められる場合

二 前号に掲げる場合以外の場合 免許の内容

は、他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

第三款 漁業権の性質等

(漁業権者の責務)

第七十四条 漁業権を有する者(以下この節及び第一百七十条第七項において「漁業権者」という。)は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする。

第四款 漁業権の移転の制限

第七十五条 漁業権の存続期間は、免許の日から起算して、区画漁業権(真珠養殖業を内容とするものその他の農林水産省令で定めるものに限る。)及び共同漁業権にあつては十年、その他の漁業権にあつては五年とする。

第五款 漁業権の分割又は変更

第七十六条 漁業権を分割し、又は変更しようとする者は、都道府県知事に申請して、その免許を受けなければならない。

第六款 相続又は法人の合併若しくは分割によつて取得した個別漁業権

第七十七条 漁業権は、物権とみなしう土地に関する規定を準用する。

第七十八条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第七十九条 漁業権は、相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き、移転の目的とすることができる。

第八十条 相続又は法人の合併若しくは分割によつて個別漁業権を取得した者は、取得の日から二月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第八十一条 漁業権は、海区漁業調整委員会の意見を聴き、前項の者が第七十二条第一項に規定する適格性を有する者でないと認めるときは、一定期間内に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨をその者に通知しなければならない。

(水面使用の権利義務)

第八十二条 漁業権者が有する水面使用に関する権利義務(当該漁業権者が当該漁業に關し行政権利義務を含む。)は、漁業権の处分に従う。

(貸付けの禁止)

第八十三条 漁業権は、貸付けの目的とすることができない。

(登録した権利者の同意)

第八十四条 漁業権は、第百十七条第一項の規定により登録した先取特権若しくは抵当権を有す

る者（以下「登録先取特権者等」という。）又は同項の規定により登録した入漁権を有する者の同意を得なければ、分割し、変更し、又は放棄することができない。

第八十一条 第二項から第四項までの規定は、前項の同意について準用する。
（漁業権の共有）

第八十四条 漁業権の各共有者は、他の共有者の三分の一以上の同意を得なければ、その持分を処分することができない。

第二項 第七十二条第一項から第四項までの規定は、前項の同意について準用する。

第八十五条 漁業権の各共有者がその共有に属する漁業権を変更するためには、他の共有者の同意を得ようとする場合においては、第七十二条第一項から第四項までの規定を準用する。

（漁業権の条件）

第八十六条 漁業権の各共有者は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁業権に条件を付けることができる。

第二項 前項の条件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

第三項 農林水産大臣は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、漁業調整のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により漁業権に条件を付けるべきことを指示することができる。

第四項 免許後に第一項の条件を付けようとする場合における第二項の海区漁業調整委員会の意見については、第八十九条第四項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項中「前項の場合において、漁業権を取り消すべき旨」と読み替えるものとする。

（休業の届出）

第八十七条 個別漁業権を有する者が当該個別漁業権の内容たる漁業を一漁業時期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。
（休業中の漁業許可）

第八十八条 前条の休業中においては、第六条第一項に規定する適格性を有する者は、第六条第十八項の規定にかかるわらず、都道府県知事の許可を受けて当該休業中の個別漁業権の内容たる漁業を営むことができる。

第二項 第一項の許可については、第七十二条第五項、第八十六条、前項並びに次条から第九十四条までの規定を準用する。この場合に及び第六項、第八十六条、前項並びに次条から第九十四条までの規定を準用する。この場合において、第七十二条第五項中「第一項各号のいづれか」とあり、及び「同項各号のいづれか」とあるのは、「第八十八条第三項に規定する場合」と、第九十二条第一項中「第七十二条第一項又は第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第七十二条第一項又は第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第七十二条第一項」と、第九十二条第一項中「第七十二条第一項又は第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第七十二条第一項」と認められるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第三項 前各項の規定は、第九十二条第二項の規定に基づく处分により個別漁業権の行使を停止された期間中他の者が当該個別漁業権の内容たる漁業を営もうとする場合について準用する。

（休業による漁業権の取消し）

第八十九条 都道府県知事は、漁業権者がその有する漁業権の内容たる漁業の免許の日又は移転に係る認可の日から一年間又は引き続き二年間休業したときは、当該漁業権を取り消すことができる。
（指導及び勧告）

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

第二項 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

（資源管理の状況等の報告）

第九十一条 漁業権者は、漁業権者が次の各号のいづれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用してないとき。

三 都道府県知事は、前項の規定により指導した会の意見を聴かなければならぬ。

四 海区漁業調整委員会は、前項の場合において、漁業権を取り消すべき旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該漁業権者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見を聴取を行わなければならない。

（誤認によつしてした免許の取消し）

第九十四条 誤認により免許をした場合において、第一項の規定により漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずべきことを指示するものとする。

（誤認によつしてした免許の取消し）

第九十五条 漁業権を取り消したときは、都道府県知事は、直ちに、登録先取特権者等にその旨を通知しなければならない。

第二項 登録先取特権者等は、前項の通知を受けた日から三十日以内に漁業権の競売を請求することができます。ただし、第九十三条第一項の規定によると、登録先取特権者等は、前項の通知を受けた日まで、競売の目的の範囲内においては、なお存続するものとみなす。

（公益上の必要による漁業権の取消し等）

第九十三条 漁業調整、船舶の航行、停泊又は係留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

第二項 前二項の場合には、第八十九条第三項から第七項までの規定を準用する。

（公益上の必要による漁業権の取消し等）

第九十四条 錯認により免許をした場合において、第一項の規定により漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずべきことを指示するものとする。

（誤認によつしてした免許の取消し）

第九十五条 漁業権を取り消したときは、都道府県知事は、直ちに、登録先取特権者等にその旨を通知しなければならない。

第二項 登録先取特権者等は、前項の通知を受けた日から三十日以内に漁業権の競売を請求することができます。ただし、第九十三条第一項の規定によると、登録先取特権者等は、前項の通知を受けた日まで、競売の目的の範囲内においては、なお存続するものとみなす。

4	競売による売却代金は、競売の費用及び登録先取特権者等に対する債務の弁済に充て、その残金は国庫に帰属する。
5	買受人が代金を納付したときは、漁業権の取消しは、その効力を生じなかつたものとみなす。（漁場に定着した工作物の買取り）
第六条	漁場に定着する工作物を設置して漁業権の価値を増大させた漁業権者は、その漁業権が消滅したときは、その消滅後に当該工作物の利用によつて利益を受ける漁業の免許を受けた者に対し、時価で当該工作物を買い取るべきことを請求することができる。
第三款 入漁権	
（入漁権取得の適格性）	
第九十七条	漁業協同組合及び漁業協同組合連合会以外の者は、入漁権を取得することができない。（入漁権の性質）
第九十八条	入漁権は、物権とみなす。
1	入漁権は、譲渡又は法人の合併若しくは分割による取得の目的となるほか、権利の目的となることができない。
2	入漁権は、漁業権者の同意を得なければ、譲渡することができない。（入漁権の内容の書面化）
第九十九条	入漁権については、書面により次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
一	入漁すべき区域
二	入漁すべき漁業の種類及び漁獲物の種類並びに漁業時期
三	存続期間の定めがあるときはその期間
四	入漁料の定めがあるときはその事項
五	漁業の方法について定めがあるときはその事項
六	船舶、漁具又は漁業者の数について定めがあるときはその事項
七	入漁者の資格について定めがあるときはその事項
八	その他入漁の内容
（裁定による入漁権の設定、変更及び消滅）	
第一百条	入漁権の設定を求めた場合において漁業権者が不正にその設定を拒み、又は入漁権の内容が適正でないと認めてその変更若しくは消滅を求めた場合において相手方が不正にその変更若しくは消滅を拒んだときは、入漁権の設定、変更又は消滅を拒まれた者は、海区漁業調整委員会に対してもよい。

2	前項の規定による裁定の申請があつたときは、海区漁業調整委員会は、前項の期間を経過した後に審議を開始しなければならない。
3	第一項の規定による裁定の申請の相手方は、海区漁業調整委員会は、前項の期間を経過した後に審議を開始しなければならない。
4	裁定は、その申請の範囲を超えることができない。
5	裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
6	裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
7	裁定においては、設定するかどうか、設定する場合であつては、設定するかどうか、設定する場合
8	裁定においては、設定するかどうか、設定する場合であつては、設定するかどうか、設定する場合
9	裁定においては、設定するかどうか、設定する場合であつては、設定するかどうか、設定する場合
10	裁定においては、設定するかどうか、設定する場合であつては、設定するかどうか、設定する場合

第一百零一条	存続期間について別段の定めがない入漁権は、その目的たる漁業権の存続期間に存続するものとみなす。ただし、入漁権を有する者（第一百三条において「入漁権」という。）は、いつでもその権利を放棄することができる。（入漁権の存続期間）
第一百零二条	第八十四条及び第八十五条の規定は、入漁権を共有する場合について準用する。（入漁権の共有）
第一百零三条	入漁権者が引き続き二年以上入漁料の支払を怠り、又は破産手続開始の決定を受けたときは、漁業権者は、その入漁を拒むことができる。（入漁権の消滅）
第一百零四条	第八十四条及び第八十五条の規定は、入漁権を共有する場合について準用する。（入漁権の共有）
第一百零五条	（組合員行使権）

1	（組合員行使権）
2	（組合員行使権）
3	（組合員行使権）
4	（組合員行使権）
5	（組合員行使権）
6	（組合員行使権）
7	（組合員行使権）
8	（組合員行使権）
9	（組合員行使権）
10	（組合員行使権）

(総会の部会についての特例)

第一百七条 団体漁業権を有する漁業協同組合が当該団体漁業権に係る総会の部会(水産業協同組合法第五十一条の二第一項に規定する総会の部会をいう)を設けている場合においては、当該総会の部会は、当該団体漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する団体漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権の取得について、総会の権限を行うことがであります。

(組合員の同意)

第一百八条 第百六条第四項から第六項までの規定は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会がその有する団体漁業権を分割し、変更し、又は放棄しようとする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際ににおいて当該漁業権の内容たる漁業を當む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を當む者」と読み替えるものとす

第四節 沿岸漁場管理

第一百九条 都道府県知事は、海区漁場計画に基づき、当該海区漁場計画で設定した保全沿岸漁場ごとに、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、沿岸漁場管理団体として指定することができる。

一役員又は職員の構成が、保全活動の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
二保全活動以外の業務を行つてゐる場合に保全活動を行つて、保全活動の適格性を有する者であること。
三保全活動以外の業務を行つて、保全活動の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
四都道府県知事は、保全活動の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、前項の規定による指定をするに当たり、条件を付けることができる。

五都道府県知事は、第一項の規定により沿岸漁場管理団体を指定しようとするときは、海区漁場調整委員会の意見を聽かなければならぬ。

第一百十条 沿岸漁場管理団体の適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とす

一 その役員又は政令で定める職員のうちに暴力團員等がある者であること。
二 暴力團員等がその事業活動を支配する者であること。
三 適確な経理その他保全活動を適切に実施するに必要な能力を有すると認められないこと。

第一百十一条 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。
第一百十二条 沿岸漁場管理規程には、次に掲げる事項を規定するものとする。
一 水産動植物の生育環境の保全又は改善の目標
二保全活動を実施する区域及び期間
三保全活動の内容
四保全活動の実施に遵守すべき事項
五保全活動に従事する者(第八号において「活動従事者」という)のうち保全沿岸漁場において漁業を當む者及びその他の者の役割分担その他保全活動の円滑な実施の確保に関する事項

第一百十三条 沿岸漁場管理団体は、保全活動の実施に当たり、受益者の協力が得られないときは、都道府県知事に對し、当該協力を得るために必要なあつせんをすべきことを求めることができる。

第一百四十四条 前条第二項のあつせんを受けたときは、その額及び算定の根拠並びに使途を含む。
九前各号に掲げるもののほか、保全活動に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの(活動従事者を除く。以下この節において「受益者」という。)に協力を求めようとするときは、その額及び算定の根拠並びに使途を含む。

第一百四十五条 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

一第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁場計画の意見を見を聴かなければならぬ。
二都道府県知事は、沿岸漁場管理規程の内容が(沿岸漁場管理団体の適格性)は、次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

三都道府県知事は、第一項の規定により沿岸漁場管理団体を指定しようとするときは、海区漁場調整委員会の意見を聽かなければならぬ。
第一百十条 沿岸漁場管理団体の適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とす

二 不当に差別的なものでないこと。
三 受益者に第二項第八号の協力(第一百十三条及び第一百十四条において単に「協力」といふ。)を認めようとするときは、その額が利益の内容及び程度に照らして妥当なものであること。

第一百十二条 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程に基づいて保全活動を行ふものとする。
一農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。
二都道府県知事が前項の規定により保全活動の全部の廃止を認可したときは、当該沿岸漁場管理規程の認可を受けなければ、沿岸漁場管理規程に基づく保全活動の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第一百十三条 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程に基づいて保全活動の実施状況、収支状況その他の農林水産省令で定める事項を海区漁業調整委員会に報告するとともに、公表するものとする。

第一百四十六条 都道府県知事は、沿岸漁場管理団体の指定は、その効力を失う。
一都道府県知事は、沿岸漁場管理団体が第百九条第二項の規定により付けた条件を遵守していないと認めるときは、当該沿岸漁場管理団体に対して、保全活動を適切に行うべき旨又は当該条件を遵守すべき旨を勧告するものとする。

第一百四十七条 漁業権並びにこれを目的とする先取特権、抵当権及び入漁権の設定、取得、保存、移転、変更、消滅及び処分の制限並びに第九十四条第一項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により沿岸漁場管理団体がその支障の除去に関する意見を述べたときは、都道府県知事は、海区漁場計画を定め、又は変更するに当たり、当該意見を尊重するものとする。

第一百四十八条 第二十一条第二項から第四項までの規定は、免許漁業原簿について準用する。

一前項に規定するもののほか、第一項の規定による登録に関して必要な事項は、政令で定める。

は、第五十八条において準用する第四十四条第一項若しくは第二項の規定又は第八十六条第一項、第九十三条第一項若しくは第一百十九条第一項若しくは第二項の規定により必要な措置を講ずるものとする。

第一百四十九条 沿岸漁場管理団体は、都道府県知事の認可を受けなければ、沿岸漁場管理規程に基づく保全活動の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
二都道府県知事が前項の規定により保全活動の全部の廃止を認可したときは、当該沿岸漁場管理規程の認可を受けなければ、沿岸漁場管理規程に基づく保全活動の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第一百五十条 沿岸漁場管理団体は、都道府県知事の認可を受けなければ、沿岸漁場管理規程に基づく保全活動の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第一百五十六条 都道府県知事は、沿岸漁場管理団体が保全活動を適切に行つておらず、又は第百九条第二項の規定により付けた条件を遵守していないと認めるときは、当該沿岸漁場管理団体に対して、保全活動を適切に行うべき旨又は当該条件を遵守すべき旨を勧告するものとする。

第一百五十七条 漁業権並びにこれを目的とする先取特権、抵当権及び入漁権の設定、取得、保存、移転、変更、消滅及び処分の制限並びに第九十四条第二項又は第九十三条第一項の規定による漁業権の行使の停止及びその解除は、免許漁業原簿に登録する。

一前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。

二都道府県知事は、前条第二項のあつせんをし

る。前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。

(裁判所の管轄)
第一百八条 裁判所の土地の管轄が不動産所在地によつて定まる場合には、漁場に最も近い沿岸の属する市町村を不動産所在地とみなす。

第五章 演業調整に関するその他の措置
(漁業調整に関する命令)
第一百九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるもの、採捕を目的として當む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより當む漁業(水産動植物の採捕に係るものに限る)を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めることにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な農林水産省令又は規則を定めることができる。
一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止(前項の規定により漁業を當むことを禁止することを除く)。
二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止

3 漁業又は漁船に関する制限又は禁止
四 漁業者の数又は資格に関する制限

5 第二項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船及び漁具その他水産動植物の採捕又は養殖の用に供される物の没収並びに犯人が所持していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。

6 農林水産大臣は、第一項及び第二項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産政策審議会の意見を聽かなければならぬ。水産政策審議会の意見を聽かなければならぬ。都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を定めし、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

7 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

8 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬ。

9 都道府県知事は、前項の申請を受けたとき、その申請に係る者に対し、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

10 前項の期間は、十五日を下ることができない。

11 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないときは、第四項の申請に係る者は対し、第一項の指示に従うべきことを命ぜることができる。

12 都道府県知事が前項の規定による命令をしない場合には、第八十六条第三項の規定を準用する。

13 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないときは、第四項の申請に係る者は対し、第一項の指示に従うべきことを命ぜることができる。

14 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

15 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

16 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

17 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

18 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

19 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

20 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

21 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

22 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

23 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

24 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

25 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

26 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

27 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十条の六第一項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

8 第一項の指示を受けた者がこれに従わないとときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対するものである。

9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会に従うべきことを命ぜべき旨を申請する。

10 前項の期間は、十五日を下ることができない。

11 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないときは、第四項の申請に係る者は対し、第一項の指示に従うべきことを命ぜることができる。

12 都道府県知事が前項の規定による命令をしない場合には、第八十六条第三項の規定を準用する。

13 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないときは、第四項の申請に係る者は対し、第一項の指示に従うべきことを命ぜることができる。

14 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

15 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

16 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

17 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

18 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

19 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

20 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

21 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

22 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

23 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

24 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

25 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

26 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

27 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

する。この場合において、同条第四項、第八項、第九項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第八項中「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」とあるのは「広域漁業調整委員会」と読み替えるものとする。

8 第一項の指示を受けた者がこれに従わないとときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対するものである。

9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会に従うべきことを命ぜべき旨を申請する。

10 前項の期間は、十五日を下ことができない。

11 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないときは、第四項の申請に係る者は対し、第一項の指示に従うべきことを命ぜることができる。

12 都道府県知事が前項の規定による命令をしない場合には、第八十六条第三項の規定を準用する。

13 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないときは、第四項の申請に係る者は対し、第一項の指示に従うべきことを命ぜることができる。

14 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

15 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

16 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

17 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

18 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

19 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

20 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

21 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

22 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

23 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

24 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

25 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

26 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

27 第九項の場合は、都道府県知事は、第八十六条第三項の規定を準用する。

能量又は知事管理漁獲可能量を超えないよう
に漁獲量の管理を行うために効果的なもので
あると認められるものであること。

五 特定水産資源以外の水産資源を対象とする
協定にあつては、この法律及びこの法律に基
づく命令その他関係法令により漁業者が遵守
しなければならない措置以外に当該水産資源
の保存及び管理に効果的と認められる措置が
定められていること。

六 その他農林水産省令で定める基準を満たし
ていること。

2 前項に規定するもののほか、協定の認定（協
定の変更の認定を含む。）及びその取消し並び
に協定の廃止に關し必要な事項は、政令で定め
る。

（協定への参加のあつせん等）

第一百二十六条 第百二十四条第一項の認定を受け
た協定（以下この条及び次条において「認定協
定」という。）に参加している者は、認定協定
の対象となる水域において認定協定の対象とな
る種類の水産資源について認定協定の対象とな
る種類の漁業を営む者であつて認定協定に参加
していないものに対し認定協定を示して参加を
求めた場合においてその参加を承諾しない者が
あるときは、農林水産省令で定めるところによ
り、同項の認定をした農林水産大臣又は都道府
県知事に対し、その者の承諾を得るために必要
なあつせんをすべきことを求めることができ
る。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規
定による申請があつた場合において、認定協定
に参加していない者の認定協定への参加が前条
第一項の規定に照らして相当であり、かつ、認
定協定の内容からみてその者に対し参加を求
めることができると認めるときは、あつ
せんをするものとする。

3 認定協定に参加している者は、その数が認定
協定の対象となる水域において認定協定の対象
となる水産資源について認定協定の対象となる
種類の漁業を営む者の全ての数の三分の二以上
であつて農林水産省令で定める割合を超えてい
ることその他の農林水産省令で定める基準に該
当するときは、農林水産省令で定めるところに
より、農林水産大臣又は都道府県知事に対し、
認定協定の目的を達成するために必要な措置を
講ずべきことを求めることができる。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規
定による申出があつた場合において、資源管理

のため必要があると認めるときは、その申出
の内容を勘案して、第四十四条第一項若しくは
第二項（これらの規定を第五十八条において準
用する場合を含む。）、第五十五条第一項、第八
十六条第一項若しくは第三項、第九十三条第一
項若しくは第四項又は第一百十九条第一項若しく
は第二項の規定により必要な措置を講ずるもの
とする。

（実施状況の報告）

第一百二十七条 農林水産大臣又は都道府県知事
は、認定協定に参加している者に対し、認定協
定の実施状況について報告を求めることが可
能である。

（漁業監督公務員）

第一百二十八条 農林水産大臣又は都道府県知事
は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監
督吏員を命じ、漁業に関する法令の励行に関する
事務をつかさどらせる。

2 漁業監督官の資格について必要な事項は、政
令で定める。

3 漁業監督官又は漁業監督吏員は、必要がある
と認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務
所、倉庫その他の場所に臨んでその状況若しく
は帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者
に對し質問をすることができる。

4 漁業監督官又は漁業監督吏員がその職務を行
う場合には、その身分を証明する証票を携帶
し、要求があるときはこれを提示しなければな
らない。

5 漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所
属する官公署の長がその者の主たる勤務地を管
轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と
協議をして指名したものは、漁業に関する罪に
關し、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十
一号）の規定による司法警察員として職務を行
う。

（漁業監督官と漁業監督吏員の協力）

第一百二十九条 農林水産大臣は、捜査上特に必要
があると認めるときは、都道府県知事に対し、
特種の事件につき、当該都道府県の漁業監督吏
員を漁業監督官に協力させるべきことを求める
ことができる。この場合においては、当該漁業
監督吏員は、捜査に必要な範囲において、農林
水産大臣の指揮監督を受けるものとする。

（特定水産動植物の採捕の禁止）

第一百三十二条 何人も、特定水産動植物（財産上
の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが
大きい水産動植物であつて当該目的による採捕
が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に
深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとし
て農林水産省令で定めるものをいう。次項第四
号及び第一百八十九条において同じ。）を採捕し
てはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用し
ない。

一 漁獲割当管理区分において年次漁獲割当量の
設定者がその設定を受けた年次漁獲割当量の
範囲内において採捕する場合

2 都道府県知事は、捜査上特に必要があると認
めるときは、農林水産大臣に対し、特定の事件
につき、漁業監督官の協力を申請することが可
能である。

（設置）

第二節 海区漁業調整委員会

第一百三十六条 海区漁業調整委員会は、海面につ
き農林水産大臣が定める海区に置く。

2 農林水産大臣は、前項の規定により海区を定
めたときは、これを公示する。

（構成）

第一百三十七条 海区漁業調整委員会は、委員をも
つて組織する。

2 委員が互選する。ただし、委員が会長を互選す
ることができないときは、都道府県知事が委員
の中からこれを選任する。

3 海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行
う。

（漁業監督官と漁業監督吏員の協力）

第一百三十八条 農林水産大臣は、漁業監督官に協
力させるべきことを求める

2 農林水産大臣は、前項の規定により海区を定
めたときは、これを公示する。

（設置）

第二節 海区漁業調整委員会

第一百三十六条 海区漁業調整委員会は、海面につ
き農林水産大臣が定める海区に置く。

2 農林水産大臣は、前項の規定により海区を定
めたときは、これを公示する。

（構成）

第一百三十七条 海区漁業調整委員会は、委員をも
つて組織する。

2 委員が互選する。ただし、委員が会長を互選す
ることができないときは、都道府県知事が委員
の中からこれを選任する。

3 海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行
う。

きる。この場合においては、農林水産大臣は、
適当と認めるときは、当該漁業監督官を協力さ
せるものとする。

（漁業監督吏員と都道府県の区域）

第一百三十九条 漁業監督吏員は、前条に規定する場
合のほか、捜査のため必要がある場合において準
用する場合のほか、当該特定水產
動植物の生育及び漁業の生産活動への影響が
軽微な場合として農林水産省令で定める場合
都道府県の区域外においても、その職務を行
うことができる。

（漁獲努力量の調整のための措置）

第一百四十三条 国は、漁業調整の円滑な実施を確
保するため、水産資源の状況及び当該水産資源
の採捕の状況に照らし、当該水産資源の採捕に
使用される船舶の数又は操業日数の削減その他
の漁業者による漁獲努力量（第七条第三項に規
定する漁獲努力量をいう。）の調整を図るため
に必要な措置を講ずるものとする。

（第六章 漁業調整委員会等）

第一節 総則

（漁業調整委員会）

第一百三十四条 漁業調整委員会は、海区漁業調整
委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業
調整委員会とする。

2 海区漁業調整委員会は、都道府県知事の監督
に、連合海区漁業調整委員会はその設置された
海区を管轄する都道府県知事の監督に、広域漁
業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

（所掌事務）

第一百三十五条 漁業調整委員会は、その設置され
た海区又は海域の区域内における漁業に関する
事務を処理する。

（構成）

第二節 海区漁業調整委員会

第一百三十六条 海区漁業調整委員会は、海面につ
き農林水産大臣が定める海区に置く。

2 農林水産大臣は、前項の規定により海区を定
めたときは、これを公示する。

（構成）

第二節 海区漁業調整委員会

第一百三十七条 海区漁業調整委員会は、委員をも
つて組織する。

2 委員が互選する。ただし、委員が会長を互選す
ることができないときは、都道府県知事が委員
の中からこれを選任する。

3 海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行
う。

4	都道府県知事は、専門の事項を調査審議させたために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
5	専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。
6	委員会には、書記又は補助員を置くことができる。 (委員の任命)
7	都道府県知事は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に關しその職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命する。
8	都道府県知事は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に關しその職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命する。
9	都道府県知事は、第一百七一条第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない場合における第一項の規定による委員の任命に当たつては、第五項及び第七項に定めるものほか、内水面における漁業に関する識見を有する者が含まれるようにならなければならない。
10	都道府県知事は、前条第一項の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。
11	都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。
12	都道府県知事は、前条第一項の規定による委員の任命に当たつては、第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。
13	都道府県知事は、前条第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。
14	都道府県知事は、正當な事由があるときには、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の所掌に属する者に限る。この場合において、都道府県知事は、漁業を営み、又は漁業従事者が（一年に九十日以上、漁船を使用する者に限る）が委員の過半数を占めるようになければならない。この場合において、都道府県知事は、漁業者又は漁業従事者が営み、又は從事する漁業の種類、操業区域その他の農林水産省令で定める事項に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならない。
15	都道府県知事は、当該海区の特殊な事情により、当該海区漁業調整委員会の意見を聽いて、(委員の任期)
16	都道府県知事は、書記又は補助員を置くことによるべき職務の執行ができないと認める場合は、資源管理及び漁業經營に関する学識経験を有する者並びに海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に關し利害關係を有しない者が含まれるようしなければならない。
17	都道府県知事は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。
18	都道府県知事は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反した場合その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、議会の同意を得て、これを罷免することができる。
19	都道府県知事は、前項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。
20	委員は、前項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。
21	委員は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
22	海区漁業調整委員会の会議は、公開する。
23	会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
24	都道府県知事は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。ただし、海区漁業調整委員会の承認があつたときは、会議に出席し、発言することができる。
25	第三節 連合海区漁業調整委員会 (設置)
26	都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、二以上の海区の区域を合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。
27	農林水産大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に對して、連合海区漁業調整委員会を設置すべきことを勧告することができない。この場合には、都道府県知事は、当該勧告を尊重しなければならない。
28	都道府県知事が第一項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置する場合にあつては、同条第三項に規定する場合を除き、各都道府県知事が、同項に規定する委員会の定数を超える場合にあつては、各海区漁業調整委員会の委員の中から一人を選出し、その者が互選した者をもつて充てる。ただし、海区漁業調整委員会の数が次項の規定による委員の定数を超える場合にあつては、各海区漁業調整委員会の委員の中から一人を選出し、その者が互選した者をもつて充てる。ただし、海区漁業調整委員会の数が次項の規定による委員の定数を超える場合にあつては、各海区漁業調整委員会の委員の中から一人を選出し、その者が互選した者をもつて充てる。
29	委員の定数は、前条第一項に規定する場合にあつては、同条第三項に規定する場合を除き、各都道府県知事が、同項に規定する場合にあつては、各都道府県知事が協議して、同条第四項に規定する場合にあつては、各海区漁業調整委員会が協議して定める。
30	前条第一項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置した都道府県知事又は同条第四項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置した都道府県知事が、同項に規定する場合にあつては、各都道府県知事が協議して、同条第四項に規定する場合にあつては、各海区漁業調整委員会が協議して定める。
31	前条の委員の選任については、前条第三項に規定する場合及び同条第五項後段に規定する場合にあつては、当該都道府県知事と協議しなければならない。
32	第三項の海区漁業調整委員会の協議が調わないとときは、前条第五項の規定を準用する。
33	第三項、第五項又は前項において準用する前条第五項の都道府県知事の協議が調わないときは、同条第六項の規定を準用する。

8 前二項の場合には、前条第七項の規定を準用する。

(委員の任期及び解任)

第一百四十九条 前条第二項の規定により選出された委員の任期及び解任に関して必要な事項は、各委員の属する海区漁業調整委員会の定めるところによる。

(委員の失職)

第一百五十一条 第百四十八条第二項の規定により選出された委員は、海区漁業調整委員会の委員でなくなつたときは、その職を失う。

(準用規定)

第一百五十二条 第百三十七条第二項から第六項まで、第一百四十二条、第一百四十三条第三項及び第一百四十四条から第一百四十六条までの規定は、連合海区漁業調整委員会に準用する。この場合において、第一百三十七条第二項ただし書及び第五項中「都道府県知事が」とあるのは「第一百四十八条第四項の委員の選任方法に準じて」と、第一百四十二条第一項中「都道府県知事」とあるのは「第一百四十八条第四項に規定する都道府県知事」と、同項中「議会の同意を得て」とあるのは「その選任方法に準じて」と読み替えるものとする。

第四節 広域漁業調整委員会

(設置)

第一百五十二条 太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を置く。

2 前項の規定において「太平洋」、「日本海」・「九州西海域」又は「瀬戸内海」とは、我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、それぞれ、太平洋の海域、日本海及び九州の西側の海域又は瀬戸内海の海域（これらに隣接する海域を含む。）で政令で定めるものと云ふ。

(構成)

第一百五十三条 広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 太平洋広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道県ごとに互選した者各一人

二 太平洋の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人

三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人

4 濑戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 濑戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人

二 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者各一人

三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人

4 揭げる者をもつて充てる。

一 濑戸内海広域漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人

二 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者各一人

三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者一人

十三条第二項第三号の委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会にあつては同条第三項第三号の委員、瀬戸内海広域漁業調整委員会にあつては同条第四項第二号の委員の」と、第一百四十四条第一項中「委員が」とあるのは「第一百五十三条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び第三号並びに同条第四項第二号の委員が」と、「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と、第一百五十一条中「第一百四十八条第三項第二項の規定により選出された」とあるのは「第一百五十三条第二項第一号、同条第三項第一号及び第三号」とあるのは「第一百五十三条第二項第一号の規定により互選した者をもつて充てられた」と読み替えるものとする。

（委任規定）

（土地の使用及び立入り等）

第七章 土地及び土地の定着物の使用

（監督）

（漁業の標識の建設）

（魚見若しくは漁業に関する信号又はこれに必要な設備の建設）

（漁業に必要な目標の保存又は建設）

（漁場の標識の建設）

（漁業者、漁業協同組合又は漁業調整委員会に於ける目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は立木竹若しくは木竹若しくは土石の除去を制限することができる。この場合において、都道府県知事は、当該土地、立木竹又は他人の土地を使用し、又は立木竹若しくは土石につき所有権その他の権利を有する者にその旨を通知し、かつ、公告するものとする。

（漁業政策審議会）

（漁業の標識の建設）

（漁業者、漁業協同組合又は漁業調整委員会に於ける目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、特別の用途のない事務所について所要の調査をさせることができる。

（漁業調整委員会又は水産政策審議会）

（法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めると、その委員又は委員会若しくは審議会の事務に從事する者をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害にならぬ物を移転し、若しくは除去させることができるものと認めたときは、その解雇を命ずることができる。

（漁業調整委員会等に対する農林水産大臣の監督）

（漁業調整委員会等に対する農林水産大臣の監督）

（漁業の標識の建設）

（漁業者、漁業協同組合又は漁業調整委員会に於ける目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は立木竹若しくは木竹若しくは土石の除去を制限することができる。

（漁業政策審議会）

（漁業の標識の建設）

（漁業者、漁業協同組合又は漁業調整委員会に於ける目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、特別の用途のない事務所について所要の調査をさせることができる。

（漁業調整委員会又は水産政策審議会）

（法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めると、その委員又は委員会若しくは審議会の事務に從事する者をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害にならぬ物を移転し、若しくは除去させることができるものと認めたときは、その解雇を命ずることができる。

（漁業調整委員会等に対する農林水産大臣の監督）

（漁業調整委員会等に対する農林水産大臣の監督）

（漁業の標識の建設）

（漁業者、漁業協同組合又は漁業調整委員会に於ける目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は立木竹若しくは木竹若しくは土石の除去を制限することができる。

（漁業政策審議会）

（漁業の標識の建設）

（漁業者、漁業協同組合又は漁業調整委員会に於ける目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、特別の用途のない事務所について所要の調査をさせることができる。

（漁業調整委員会又は水産政策審議会）

（法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めると、その委員又は委員会若しくは審議会の事務に從事する者をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害にならぬ物を移転し、若しくは除去させることができるものと認めたときは、その解雇を命ずることができる。

（漁業調整委員会等に対する農林水産大臣の監督）

（漁業調整委員会等に対する農林水産大臣の監督）

（漁業の標識の建設）

に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

（委任規定）

（土地の使用及び立入り等）

第七章 土地及び土地の定着物の使用

（監督）

（漁業の標識の建設）

（漁業者、漁業協同組合又は漁業調整委員会に於ける目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は立木竹若しくは木竹若しくは土石の除去を制限することができる。

（漁業政策審議会）

（漁業の標識の建設）

（漁業者、漁業協同組合又は漁業調整委員会に於ける目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、特別の用途のない事務所について所要の調査をさせることができる。

（漁業調整委員会又は水産政策審議会）

（法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めると、その委員又は委員会若しくは審議会の事務に從事する者をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害にならぬ物を移転し、若しくは除去させることができるものと認めたときは、その解雇を命ずることができる。

（漁業調整委員会等に対する農林水産大臣の監督）

（漁業調整委員会等に対する農林水産大臣の監督）

（漁業の標識の建設）

（漁業者、漁業協同組合又は漁業調整委員会に於ける目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は立木竹若しくは木竹若しくは土石の除去を制限することができる。

（漁業政策審議会）

（漁業の標識の建設）

（漁業者、漁業協同組合又は漁業調整委員会に於ける目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、特別の用途のない事務所について所要の調査をさせることができる。

（漁業調整委員会又は水産政策審議会）

（法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めると、その委員又は委員会若しくは審議会の事務に從事する者をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害にならぬ物を移転し、若しくは除去させることができるものと認めたときは、その解雇を命ずることができる。

（漁業調整委員会等に対する農林水産大臣の監督）

（漁業調整委員会等に対する農林水産大臣の監督）

（漁業の標識の建設）

（漁業者、漁業協同組合又は漁業調整委員会に於ける目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は立木竹若しくは木竹若しくは土石の除去を制限することができる。

（漁業政策審議会）

（漁業の標識の建設）

（漁業者、漁業協同組合又は漁業調整委員会に於ける目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、特別の用途のない事務所について所要の調査をさせることができる。

（漁業調整委員会又は水産政策審議会）

（法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めると、その委員又は委員会若しくは審議会の事務に從事する者をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害にならぬ物を移転し、若しくは除去させることができるものと認めたときは、その解雇を命ずることができる。

（漁業調整委員会等に対する農林水産大臣の監督）

（漁業調整委員会等に対する農林水産大臣の監督）

（漁業の標識の建設）

（漁業者、漁業協同組合又は漁業調整委員会に於ける目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は立木竹若しくは木竹若しくは土石の除去を制限することができる。

（漁業政策審議会）

利用することが必要かつ適當であつて他のものを使つて代えることが著しく困難であるときは、都道府県知事の認可を受けて、当該土地又は当該定着物の所有者その他これに関する権利を有する者に対し、これを使用する権利（次条において「使用权」という。）の設定に関する協議を求めることができる。

前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、同項の土地又は土地の定着物の所有者その他これに関する権利を有する者、同項の認可を受けようとする者及び海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨を土地又は土地の定着物の所有者その他これに関する権利を有する者に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた後は、土地又は土地の定着物の所有者その他これに関する権利を有する者は、第一項の協議が調うまでは、使用的目的による漁業に支障を及ぼすおそれがない場合を除く、都道府県知事の許可を受けなければ、当該土地の形質を変更し、又は当該定着物を損壊し、若しくは収去することができない。ただし、その協議が調わない場合において、次条第一項ただし書の期間内に同項の裁定の申請がないときは、この限りでない。

5 前項の許可があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬ。

(使用権設定の裁定)

第一百六十六条 前条第一項の場合において、協議が調わず、又は協議を受けることができないときは、同項の認可を受けた者は、使用権の設定に関する海区漁業調整委員会の裁定を申請することができる。ただし、同項の認可を受けた日から二月を経過したときは、この限りでない。

2 前項の規定による裁定の申請があつたときは、海区漁業調整委員会は、当該申請に係る土地又は土地の定着物の所有者その他これに関する権利を有する者は、前項の公示の日から二週間以内に海区漁業調整委員会に意見書を差し出すことができる。

3 第一項の規定による裁定の申請に係る土地又は土地の定着物の所有者その他これに関する権利を有する者は、前項の公示の日から二週間以内に海区漁業調整委員会に意見書を差し出すこととする。

委員会に対し、当該土地若しくは当該定着物の使用が三年以上にわたり、又は当該土地若しくは当該定着物の形質の変更を来すよう使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合には、これに代えて、当該土地又は当該定着物を買い取るべき旨の裁定をすべきことを申請することができる。

5 裁定の申請に係る土地の上に定着物を有する者は、第三項の意見書において、海区漁業調整委員会に対し、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合には、当該工作物の移転料に関する裁定をすべきことを申請することができる。

6 海区漁業調整委員会は、第三項の期間を経過した後に審議を開始しなければならない。

7 裁定は、その申請の範囲を超えることができない。

8 海区漁業調整委員会は、土地若しくは土地の定着物の使用が三年以上にわたり、又は土地若しくは土地の定着物の形質の変更を來すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合において第四項の申請があつたときは、これに代えて、当該土地又は当該定着物を買い取るべき旨の裁定をしなければならない。

9 海区漁業調整委員会は、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合において第五項の申請があつたときは、当該工作物の移転料に関する裁定をしなければならない。

10 使用権を設定すべき旨の裁定又は買い取るべき旨の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 使用権を設定すべき土地若しくは土地の定着物並びに設定すべき使用権の内容及び存続期間又は買い取るべき土地若しくは土地の定着物

11 (内水面における第五種共同漁業の免許)

第一百六十七条 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第百六十五条第一項の土地又は土地の定着物を漁業に使用するため貸付けを受けている場合において経済事情の変動その他事情の変更によりその契約の内容が適正でなくなつたと認めるときは、当事者は、海区漁業調整委員会に対して、当該貸付契約の内容の変更又は解除に関する裁定を申請することができる。

12 前項の申請があつた場合には、前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。

13 民法第六百十二条の規定は、前項の場合には適用しない。

14 第一項若しくは第四項の裁定において定める使用権の設定若しくは買取りの対価又は第五項の裁定において定める移転料の額に不服がある者は、第十一項の公示の日から六月以内に訴えをもつてその増減を請求することができる。

15 前項の訴えにおいては、申請者又は当該土地若しくは当該定着物の所有者その他これに関する権利を有する者を被告とする。

(土地及び土地の定着物の貸付契約に関する裁定)

第一百六十八条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会があつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則（以下この条において單に「遊漁規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。

一 遊漁についての制限の範囲

二 遊漁料の額及びその納付の方法

三 遊漁承認証に関する事項

四 遊漁に際し守るべき事項

5 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならぬ。

5 遊漁を不当に制限するものでないこと。

二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

委員会に置かない都道府県にあつては、同条第四項ただし書の規定により当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会。次条第四項及び第六項において同じ。)の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従つて水産動植物を増殖すべきことを命ずることができるものとされる。

2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならぬ。

3 前項の場合には、第八十九条第三項から第七項までの規定を準用する。

4 農林水産大臣は、内水面における水産動植物の増殖のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定による命令をすべきことを指示し、又は当該命令に係る増殖計画を変更すべきことを指示することができる。

5 前項の規定による命令を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会があつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則（以下この条において單に「遊漁規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。

一 遊漁についての制限の範囲

二 遊漁料の額及びその納付の方法

三 遊漁承認証に関する事項

四 遊漁に際し守るべき事項

5 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならぬ。

5 遊漁を不当に制限するものでないこと。

二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

- 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その変更を命ずることができる。
- 7 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。
- 8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。
- (内水面漁場管理委員会)
- 第一百七十二条** 都道府県内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものについては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。
- (構成)
- 第一百七十三条** 内水面漁場管理委員会は、委員をもつて組織する。
- 2 委員は、当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者（漁業を営む者を除く。）を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者をもつて充てる。
- 3 前項の規定により選任される委員の定数は、十人とする。ただし、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができるものとする。（準用規定）
- (準用規定)
- 第一百七十三条 第百三十七条第二項から第六項まで、第百三十八条第四項、第一百四十条から第一百三十九条まで

- 四十六条まで、第一百五十七条、第一百五十九条及び第一百六十一条の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。この場合において、第一百四十四条第一項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と、第一百五十九条第二項中「各都道府県の海区の数、海面において漁業を営む者者の数及び海岸線の長さを基礎とし、海面」とあるのは「政令で定めるところにより算出される額を均等に交付するほか、各都道府県の内水面組合（水産業協同組合法第十八条第二項の内水面組合をいう。）の組合員の数及び河川の延長を基礎とし、内水面」と読み替えるものとする。
- 第九章 雜則**
(運用上の配慮)
- 第一百七十四条** 国及び都道府県は、この法律の運用に当たつては、漁業及び漁村が、海面及び内水面における環境の保全、海上における不審な行動の抑止その他の多面にわたる機能を有していくことに鑑み、当該機能が将来にわたつて適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者及び漁業協会との他漁業者団体の漁業に関する活動が健全に行われ、並びに漁村が活性化するよう十分に配慮するものとする。
- 2 前項の手数料の額は、実費を勘案して農林水産省令で定める。
- (報告徴収等)
- 第一百七十五条** この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、農林水産大臣に対して漁業に関する申請をする者は、農林水産省令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 2 前項の手数料の額は、実費を勘案して農林水産省令で定める。

- 第一百七十六条** 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に関して必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他物件を検査させることができる。
- 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に関して必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他物件を検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。
- 3 前項の規定により当該職員がその職務を行った場合には、その身分を証明する証票を携帯する。
- 4 第百七十六条第一号に規定する处分によつて利益を受ける者があるときは、国は、その者に対し同一の規定により補償すべき金額の全部又は一部を負担させることができる。
- 5 第百七十六条第一号に規定する处分によつて利益を受ける者があるときは、國は、その者に対し同一の規定により補償すべき金額の全部又は一部を負担させることができる。
- 6 第百七十六条第一号に規定する处分によつて利益を受ける者があるときは、國は、その者に対し同一の規定により補償すべき金額の全部又は一部を負担させなければならない。
- 7 第百七十六条第一号に規定する处分によつて利益を受ける者があるときは、國は、その者に対し同一の規定により補償すべき金額の全部又は一部を負担させなければならない。
- 8 第百七十六条第一号に規定する处分によつて利益を受ける者があるときは、國は、その者に対し同一の規定により補償すべき金額の全部又は一部を負担させなければならない。

- 9 農林水産大臣は、第六項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分によつて生じた損失をそれぞれ当該各号に定める者に補償しなければならない。
- 10 農林水産大臣が第五十五条第一項の規定により第三十六条第一項の許可又は第三十八条第一項の起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命じた場合、これらの処分を受けた者は、その旨の申出がある場合を除き、その補償金を供託しなければならない。
- 11 第一項第二号又は第三号の土地について先取特権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託した補償金に対する権利を行なうことができる。
- 12 前項の先取特権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託した補償金に対する権利を行なうことができる。
- 13 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する処分又は行為によつて生じた損失をそれぞれ当該各号に定める者に補償しなければならない。
- 14 都道府県知事が第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する第九十三条第一項の規定により第一八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命じた場合、これらの処分を受けた者に補償しなければならない。
- 15 都道府県知事が第九十三条第一項の規定により漁業権を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命じた場合、これらの処分を受けた者に補償しなければならない。
- 16 都道府県知事が第九十三条第一項の規定により漁業権を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命じた場合、これらの処分を受けた者に補償しなければならない。
- 17 都道府県知事が前条第二項の規定により当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、若しくは除去させた場合、当該土地の所有者又は占有者は、その効力の停止を命じた場合、これらの処分を受けた者に補償しなければならない。
- 18 都道府県知事が前条第二項の規定により当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、若しくは除去させた場合、当該土地の所有者又は占有者は、その効力の停止を命じた場合、これらの処分を受けた者に補償しなければならない。
- 19 第二項から第八項まで、第十一項及び第十二項の規定は、前項の規定により都道府県が損失

し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

(損失の補償)

第一百七十七条 国は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する処分又は行為によつて生じた損失をそれぞれ当該各号に定める者に補償しなければならない。

ただし、先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

場合を含む。)の規定により許可を受けた漁業の停止中その漁業を営み、第六十条第二項に規定する定置漁業権若しくは区画漁業権の行使の停止中その漁業を営み、又は同項に規定する共同漁業権の行使の停止中その漁場において行使を停止した漁業を営んだ者、第六十八条の規定に違反して定置漁業又は区画漁業を営んだ者。

八 第百九十三条第一項の規定による禁止に違反して漁業を営み、又は同項の規定による許可を受けないで漁業を営んだ者。

七 第六十九条の規定による禁止に違反して漁業を営んだ者。

八 第百九十三条第一項の規定による禁止に違反して漁業を営み、又は同項の規定による許可を受けないで漁業を営んだ者。

九 第百九十二条第十一項(第百二十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第一百九十二条 前三条の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第一百九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 知事許可漁業の許可に付けた条件に違反して漁業を営んだ者。

三 第八十二条の規定に違反して漁業権を貸付けの目的とした者。

四 第百二十八条第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者。

五 第六十五条第四項の規定に違反した者。

六 第七十六条第一項の規定に基づく政令で指定する外国人に対し、同条の規定に基づく政令で指定する海域において特定水産資源の漁獲量の管理のための措置が行われていない場合は、農林水産省令で、その特定水産資源を指定して第二十五条及び第三十三条の規定を適用しないこととすることができる。

七 第七十六条第二項の規定による当該職員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者。

八 第百八十九条から第一百九十一条まで又は前条第三号の罪を犯した者には、情状による。拘禁刑及び罰金を併科することができない。

第一百九十五条 漁業権又は組合員行使権を侵害した者は、百万円以下の罰金に処する。

附則 (昭和二十六年三月三一日法律第九号) 抄 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

第一百九十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十条(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者。

二 第百二十二条の規定に基づく命令に違反した者。

三 第百二十二条の規定に基づく命令に違反した者。

四 第百九十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する、第一百八十九条から第一百九十一条まで、第一百九十三条、第一百九十五条第一項又は前条第一号若しくは第二号の第五十八条において準用する場合を含む。)又は第八十条第一項の規定による届出を怠つた者は、十万円以下の過料に処する。

附則 (昭和二十七年七月三一日法律第二百九十八条) 第二十二条第四項、第二十二条第四項、第四十八条第二項、第四十九条第二項(第五十八条において準用する場合を含む。)又は第八十条第一項の規定による届出を怠つた者は、十万円以下の過料に処する。

附則 (昭和二十七年八月一六日法律第三〇八号) 抄 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、各規定のうち中型まき網漁業に係る部分、小型機船底びき網漁業に係る部分及び瀬戸内海機船底びき網漁業に係る部分ごとに、政令で定める。

附則 (昭和二六年一二月一七日法律第三〇三号) 抄 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、各規定のうち中型まき網漁業に係る部分、小型機船底びき網漁業に係る部分及び瀬戸内海機船底びき網漁業に係る部分ごとに、政令で定める。

附則 (昭和二七年七月三一日法律第二百九十九号) 抄 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、各規定のうち中型まき網漁業に係る部分、小型機船底びき網漁業に係る部分及び瀬戸内海機船底びき網漁業に係る部分ごとに、政令で定める。

附則 (昭和二七年八月一六日法律第三〇八号) 抄 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、各規定のうち中型まき網漁業に係る部分、小型機船底びき網漁業に係る部分及び瀬戸内海機船底びき網漁業に係る部分ごとに、政令で定める。

附則 (昭和二七年九月一日から施行する。) この法律は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附則 (昭和二十七年八月一六日法律第三〇八号) 抄 この法律は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附則 (昭和二十八年八月八日法律第一九号) 抄 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分の漁業の免許料及び許可料から適用する。

附則 (昭和二八年八月一五日法律第二一三号) 抄 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附則 (昭和二八年八月八日法律第一八号) 抄 この法律は、昭和三十一年三月十五日から施行し、第六十八条の改正規定及び第八十七条の二の規定を加える改正規定は、この法律施行後に都道府県知事又は市長の職の退職を申し出た者につき適用する。

附則 (昭和二九年六月八日法律第一四八号) 抄 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十七号)の施行の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基づいてなされた处分又は手續とみなす。

附則 (昭和二九年六月八日法律第一六号) 抄 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附則 (昭和二九年六月八日法律第一六号) 抄 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附則 (昭和二九年六月八日法律第一六号) 抄 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附則 (昭和二九年六月八日法律第一六号) 抄 この法律は、昭和二九年六月八日から施行する。

附 則（昭和三三年四月二二日法律第七五号）抄

（施行期日）
1 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。（罰則に関する経過措置）

2 この法律による改正前の例により行われる選挙に関する行為に対する罰則の適用については、なお従前より従前の例により行われる選挙に関する行為に対する罰則の適用については、なお従前より従前の例による。この法律による改正前の例による選挙に関する行為に対する罰則の適用については、なお従前による。

附 則（昭和三三年四月三〇日法律第一〇六号）抄

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）抄

（施行期日）
1 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

附 則（昭和三六年六月一三日法律第一二八号）抄

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和三六年一月二〇日法律第一二三五号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一〇日法律第一一二号）抄

（施行期日及び適用区分）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一一九号）抄

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一一九号）抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一一九号）抄

この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかる。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一一九号）抄

この法律による改正後の規定にかかる。なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。この法律の施行前にされた処分又は裁決で、この法律による改正により当事者訴訟で、この法律による改正後の規定が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかる。なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合に、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三七年九月一一日法律第一五六号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して九月を経過した日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一一日法律第一五六号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一一日法律第一五六号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して九月を経過した日から施行する。

は都道府県知事のした処分で新法又はこれに基づく省令に相当する規定があるものは、それぞれその相当する規定によつてしたものとみなす。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

六号（一）抄

（施行期日）
1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第六六号）抄

（施行期日）
1 この法律は、昭和四十三年六月一日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一六日法律第三〇号）抄

（施行期日）
1 この法律は、昭和四十四年七月一日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一六日法律第三〇号）抄

（施行期日）
1 この法律は、昭和四四年五月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十七条 この法律の施行の際、選挙人名簿に関し、現に選挙管理委員会に係属している異議の申出若しくは審査の申立て又は裁判所に係属している訴訟については、なお従前の例による。

六号（二）抄

（施行期日）
1 この法律は、昭和四三年五月一日から施行する。

附 則（昭和四三年五月一日法律第三九号）抄

（施行期日）
1 この法律は、昭和四三年五月一日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一日法律第三九号）抄

（施行期日）
1 この法律は、昭和四四年五月一日から施行する。

行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第一百七十九号）第三条及び第十一条並びに農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の規定は、この法律の施行の期日を公示され又は告示された選挙について適用し、施行日の前日までにその選挙の期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。
（以下「施行日」という。）以後その選挙の期日を公示され又は告示された選挙について適用し、施行日の前日までにその選挙の期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。
（昭和五三年四月一四日法律第二号）抄
（昭和五三年七月五日法律第八十七条）抄

（昭和五三年七月五日法律第八十七条）抄
（昭和五四年三月三十日法律第五号）抄
（昭和五五年十月一日法律第四号）抄
（昭和五六年五月一九日法律第四号）抄
（昭和五七年八月二十四日法律第八十号）抄

（昭和五七年八月二十四日法律第八十号）抄
（昭和五八年六月一一日法律第六号）抄
（昭和五八年六月一一日法律第六号）抄
（昭和五九年五月一一日法律第二十三条）抄
（昭和六〇年五月一八日法律第三十九号）抄

（昭和六〇年五月一八日法律第三十九号）抄
（平成六年二月四日法律第二号）抄
（平成六年三月一一日法律第一〇四号）抄
（平成六年一月二十五日法律第一九号）抄
（平成六年三月一一日法律第一〇四号）抄

百四号）の公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
 （施行期日）附則（平成六年一月四日法律第四号）抄

（平成六年一月四日法律第四号）抄
（平成六年二月一一日法律第一二号）
（平成六年三月一一日法律第一二号）
（平成六年一月二十五日法律第一九号）抄
（平成六年二月一一日法律第一二号）

（施行期日）第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

（施行期日）第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。
（施行期日）第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

<p>二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第一項第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 (公布の日)</p> <p>(委員等の任期に関する経過措置)</p> <p>第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかるらず、その日に満了する。</p> <p>三十一 中央漁業調整審議会</p> <p>(別に定める経過措置)</p> <p>三十一条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。</p> <p>附 則 (平成一一年八月一三日法律第一二二号) 抄 (施行期日)</p>

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第四十九条に一項を加える改正規定、第二百五十五条に一項を加える改正規定並びに第二百六十三条规定、第二百六十九条の二、第二百七十七条第二項及び第二百七十条の二の改正規定並びに次条第二項、附則第四条中漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項の表以外部分の改正規定、附則第六条及び附則第七条中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の表以外の部分の改正規定（「第四十六条の二」の下に「、第四十九条第三項」を、「第二百五十二条の三」の下に「、第二百五十五条第三項」を加える部分に限る。）は、公布の日から起算して一年を超える範囲内において政令で定める日から施行する。（漁業法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第五条 前条の規定による改正後の漁業法の規定は、施行日以後にした行為により刑に処せられた者について適用し、施行日前にした行為による。</p> <p>附 則 (平成一六年〇号) 抄 (施行期日)</p>
--

<p>第一条 この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一三年六月二九日法律第八九号) 抄 (施行期日)</p>
--

<p>第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一四年一月一三日法律第一一五二号) 抄 (施行期日)</p>

に関する法律の規定及び附則第九条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選舉に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第一百四十七号)の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選舉又は審査について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選舉又は審査については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年七月二五日法律第一
(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定、次条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)の規定、附則第四条の規定による改正後の漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の規定、附則第五条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の規定及び附則第六条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選舉又は審査について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選舉又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年五月二六日法律第五
(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定、第七条、第七条の二第三項、第八条第三項、第九条第七項及び第九条の三第六項の改正規定、第九十条に

五項を加える改正規定、第九十一条第七項、第二百五十二条の二十六の二、第二百五十二条の二十六の七、第二百五十五条、第二百五十九条第四項及び第二百八十五条の五の改正規定並びに次条から附則第八条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日法律第七
(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号)次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。

第十二条 施行日前にした行為及びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八
(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一
(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八
(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八
(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五
(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六
(二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、起業の認可に関する経過措置を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十八条の改正規定、第十九条、第三十条の二第五項、第三十条の十第二項及び第三十条の十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 施行前にされた旧漁業法第五十二条第一項から第三項までの規定による改正後の漁業法(以下この条及び次条において「旧漁業法」という。)第五十二条第一項の規定による許可又は旧漁業法第五十四条第一項から第三項までの規定による起業の認可を受けている者及び前条ただし書に規定する規定の施行後に次条の規定に基づきなお従前の例により許可又は起業の認可を受けた者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に第一条の規定による改正後の漁業法(以下この条及び次条において「新漁業法」という。)第五十七条第一項第四号に該当する条を加える改正規定、第二百三十六条の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条第一項及び第二百五十三条の十五とし、第三十条の十四を第三十条の十六とし、第三十条の十三を削る改正規定、第三十条の十二第二項の改正規定、同条を第三十条の十三とし、同条の次に一条を加える改正規定、第三十条の十一の次に一条を加える改正規定、第二百三十六条の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条第一項及び第二百五十三条の三の次に一条を加える改正規定並びに第二百七十七条第一項ただし書及び第二百七十四条の改正規定並びに附則第七項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定による改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定による改正規定並びに附則第九条の規定による改正規定並びに附則第七項の規定にかかるわらず、なお従前の例によることとなつた場合における当該許可又は起業の認可の取消しについては、当該許可又は起業の認可の有効期間中は、新漁業法第六十二条の三百五十五条の三の次に一条を加える改正規定並びに第二百七十七条第一項ただし書及び第二百七十四条の改正規定並びに附則第七項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定による改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定による改正規定並びに附則第九条の規定による改正規定並びに附則第七項の規定にかかるわらず、なお従前の例によることとなつた場合における当該許可又は起業の認可の取消しについては、当該許可又は起業の認可の有効期間中は、新漁業法第六十二条の三百五十五条の三の次に一条を加える改正規定並びに第二百七十七条第一項ただし書及び第二百七十四条の改正規定並びに附則第七項の改

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際に第一条の規定による改正前の漁業法(以下この条及び次条において「旧漁業法」という。)第五十二条第一項の規定による許可又は起業の認可を受けている者及び前条ただし書に規定する規定の施行の際に第一条の規定による改正後の漁業法(以下この条及び次条において「新漁業法」という。)第五十七条第一項第四号に該当する条を加える改正規定、第二百三十六条の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条第一項及び第二百五十三条の十五とし、第三十条の十四を第三十条の十六とし、第三十条の十三を削る改正規定、第三十条の十二第二項の改正規定、同条を第三十条の十三とし、同条の次に一条を加える改正規定、第三十条の十一の次に一条を加える改正規定、第二百三十六条の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条第一項及び第二百五十三条の三の次に一条を加える改正規定並びに第二百七十七条第一項ただし書及び第二百七十四条の改正規定並びに附則第七項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定による改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定による改正規定並びに附則第九条の規定による改正規定並びに附則第七項の規定にかかるわらず、なお従前の例によることとなつた場合における当該許可又は起業の認可の取消しについては、当該許可又は起業の認可の有効期間中は、新漁業法第六十二条の三百五十五条の三の次に一条を加える改正規定並びに第二百七十七条第一項ただし書及び第二百七十四条の改正規定並びに附則第七項の改

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際に第一条の規定による改正前の漁業法(以下この条及び次条において「旧漁業法」という。)第五十二条第一項の規定による許可又は起業の認可を受けている者及び前条ただし書に規定する規定の施行の際に第一条の規定による改正後の漁業法(以下この条及び次条において「新漁業法」という。)第五十七条第一項第四号に該当する条を加える改正規定、第二百三十六条の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条第一項及び第二百五十三条の十五とし、第三十条の十四を第三十条の十六とし、第三十条の十三を削る改正規定、第三十条の十二第二項の改正規定、同条を第三十条の十三とし、同条の次に一条を加える改正規定、第三十条の十一の次に一条を加える改正規定、第二百三十六条の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条第一項及び第二百五十三条の三の次に一条を加える改正規定並びに第二百七十七条第一項ただし書及び第二百七十四条の改正規定並びに附則第七項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定による改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定による改正規定並びに附則第九条の規定による改正規定並びに附則第七項の規定にかかるわらず、なお従前の例によることとなつた場合における当該許可又は起業の認可の取消しについては、当該許可又は起業の認可の有効期間中は、新漁業法第六十二条の三百五十五条の三の次に一条を加える改正規定並びに第二百七十七条第一項ただし書及び第二百七十四条の改正規定並びに附則第七項の改

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際に第一条の規定による改正前の漁業法(以下この条及び次条において「旧漁業法」という。)第五十二条第一項の規定による許可又は起業の認可を受けている者及び前条ただし書に規定する規定の施行の際に第一条の規定による改正後の漁業法(以下この条及び次条において「新漁業法」という。)第五十七条第一項第四号に該当する条を加える改正規定、第二百三十六条の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条第一項及び第二百五十三条の十五とし、第三十条の十四を第三十条の十六とし、第三十条の十三を削る改正規定、第三十条の十二第二項の改正規定、同条を第三十条の十三とし、同条の次に一条を加える改正規定、第三十条の十一の次に一条を加える改正規定、第二百三十六条の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条第一項及び第二百五十三条の三の次に一条を加える改正規定並びに第二百七十七条第一項ただし書及び第二百七十四条の改正規定並びに附則第七項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定による改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定による改正規定並びに附則第九条の規定による改正規定並びに附則第七項の規定にかかるわらず、なお従前の例によることとなつた場合における当該許可又は起業の認可の取消しについては、当該許可又は起業の認可の有効期間中は、新漁業法第六十二条の三百五十五条の三の次に一条を加える改正規定並びに第二百七十七条第一項ただし書及び第二百七十四条の改正規定並びに附則第七項の改

(施行期日)
第一條 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二十五条 施行日前にした行為及び附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年七月一五日法律第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。

附 則 (平成三〇年一二月一四日法律第九五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一、次条から附則第七条まで並びに附則第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十六条、第三十一条並びに第三十三条第一項の規定

公布の日(附則第十四条及び第十五条第三項において「公布日」という。)

(漁業法の一部改正に伴う準備行為)

第二条 第一条の規定による改正後の漁業法(以下「新漁業法」という。)第三十六条第一項及び第五十七条第一項の農林水産省令並びに同項の規則を制定し、又は改廃しようとするとき並びに新漁業法第四十一条第一項第五号(新漁業法第五十八条において準用する場合を含む。)及び第五十七条第一項の農林水産省令並びに同項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、水産政策審議会に対する諮問その他の必要な行為を行ふことができる。

第三条 農林水産大臣及び都道府県知事は、施行日前においても、新漁業法第十一条及び第十四条の規定の例により、資源管理基本方針等(新漁業法第十一条第一項に規定する資源管理基本

方針及び新漁業法第十四条第一項に規定する都道府県資源管理方針をいう。次項において同じ。)を定め、これを公表することができる。

第四条 農林水産大臣は、施行日前においても、同項各号に掲げる数量(次項において「漁獲可能量等」という。)を定め、これを公表することができる。

前項の規定により定められ、公表された漁獲可能量等は、施行日において新漁業法第十五条の規定により定められ、公表されたものとみなす。

第五条 都道府県知事は、施行日前においても、新漁業法第十六条の規定の例により、知事管理漁獲可能量(同条第一項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。次項において同じ。)を定め、これを公表することができる。

前項の規定により定められ、公表された知事管理漁獲可能量は、施行日において新漁業法第十六条の規定により定められ、公表されたものとみなす。

第六条 漁獲割当割合(新漁業法第十七条第一項に規定する漁獲割当割合をいう。次項において同じ。)の設定を受けようとする者は、施行日前においても、同条第一項の規定の例により、その設定の申請をすることができる。

前項の規定により定められ、公表された知事管理漁獲可能量は、施行日において新漁業法第十七条第一項に規定する漁獲割当割合をいう。次項において同じ。)の設定を受けようとする者は、施行日前においても、同条第一項の規定の例により、その設定の申請をすることができる。

第七条 新漁業法第二十四条第一項の認定を受けるようとする者は、施行日前においても、同条第一項の規定により、その認定の申請をすることができる。

前項の認定は、施行日において農林水産大臣又は都道府県知事が行つた新漁業法第一百二十四条第一項の認定とみなす。

第八条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の漁業法(以下「旧漁業法」という。)第五十二条第一項、第六十五条第一項又は第六十六条第一項の許可及び起業の認可に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧漁業法第五十条第一項の規定によりされている登録は、新漁業法第一百七十七条第一項の規定によりされた登録とみなす。

第十条 公布日以後は、旧漁業法の規定にかかるわらず、旧漁業法第八十四条の海区漁業調整委員会の委員の選挙は、行わない。ただし、この法律の公布の際既にその期日が告示されているものについては、この限りでない。

第十一条 この法律の施行の際現に旧漁業法第二十六条第一項ただし書の認可を受けている者は、施行日において新漁業法第七十九条第一項ただし書の認可を受けたものとみなす。

第十二条 この法律の施行の際現に旧漁業法第八十六条第七項の認可を受けたものとみなす。(漁業権に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に旧漁業法第五十条第一項の規定によりされている登録は、新漁業法第一百九十九条第一項の登録とみなす。

第十四条 公布日以後は、旧漁業法の規定にかかるわらず、旧漁業法第八十九条第一項の海区漁業調整委員会の委員の選挙は、行わない。ただし、この法律の公布の際既にその期日が告示されているものについては、この限りでない。

第十五条 公布日(公布日が平成三十年十二月四日以前である場合には、平成三十年十二月五日)以後は、旧漁業法の規定にかかるわらず、旧漁業法第八十九条第一項の海区漁業調整委員会の委員選挙人名簿は、調製しない。

第十六条 都道府県知事は、新漁業法第六十二条第一項の内水面漁場計画を作成し、又は変更しようとするときは、施行日前においても、新漁業法第六十四条(新漁業法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その認可を受けたものとみなされる。

前項の設定は、施行日において農林水産大臣又は都道府県知事が行つた新漁業法第十七条第一項の設定とみなす。

第十七条 都道府県知事は、新漁業法第六十二条第一項、第六十五条第一項若しくは第六十六条第一項の許可又は旧漁業法第五十四条第一項の認可の有効期間の残存期間とする。

第十八条 この法律の施行の際現に旧漁業法第十一条の免許を受けている者は、施行日において新漁業法第六十九条第一項の免許を受けたものとみなさない。

前項の規定により受けたものとみなされる免

を新漁業法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定の例により、都道府県知事に対し、施行日前に作成し、又は変更しようとする海区漁場計画及び内水面漁場計画に關して必要な助言又は指示を行うことができる。

第十九条 この法律の施行の際現に旧漁業法第二十六条第一項ただし書の認可を受けている者は、施行日において新漁業法第七十九条第一項ただし書の認可を受けたものとみなす。

第二十条 施行日前に旧漁業法第十二条第五項の規定により公示がされ、施行日以後に行われる免許については、なお従前の例による。

第二十一条 この法律の施行の際現に旧漁業法第二十六条第一項ただし書の認可を受けている者は、施行日において新漁業法第七十九条第一項ただし書の認可を受けたものとみなす。

第二十二条 この法律の施行の際現に旧漁業法第八十六条第七項の認可を受けたものとみなす。(登録に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行の際現に旧漁業法第五十条第一項の規定によりされている登録は、新漁業法第一百九十九条第一項の登録とみなす。

第二十四条 公布日以後は、旧漁業法の規定にかかるわらず、旧漁業法第八十九条第一項の海区漁業調整委員会の委員の選挙は、行わない。ただし、この法律の公布の際既にその期日が告示されているものについては、この限りでない。

第二十五条 公布日(公布日が平成三十年十二月四日以前である場合には、平成三十年十二月五日)以後は、旧漁業法の規定にかかるわらず、旧漁業法第八十九条第一項の海区漁業調整委員会の委員選挙人名簿は、調製しない。

第二十六条 都道府県知事は、新漁業法第六十二条第一項の規定により受けたものとみなされる。

前項の設定は、施行日前においても、新漁業法第六十四条(新漁業法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その認可を受けたものとみなす。

第二十七条 都道府県知事は、新漁業法第六十二条第一項、第六十五条第一項若しくは第六十六条第一項の許可又は旧漁業法第五十四条第一項の認可の有効期間の残存期間とする。

第二十八条 この法律の施行の際現に旧漁業法第十一条の免許を受けたものとみなされる免

を新漁業法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定の例により、都道府県知事に対し、施行日前に作成し、又は変更しようとする海区漁場計画及び内水面漁場計画に關して必要な助言又は指示を行うことができる。

第二十九条 この法律の施行の際現に旧漁業法第十一条の免許を受けたものとみなされる免

を新漁業法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その認可を受けたものとみなす。

第三十条 この法律の施行の際現に旧漁業法第十一条の免許を受けたものとみなされる免

を新漁業法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その認可を受けたものとみなす。

第三十一条 この法律の施行の際現に旧漁業法第十一条の免許を受けたものとみなされる免

を新漁業法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その認可を受けたものとみなす。

第三十二条 この法律の施行の際現に旧漁業法第十一条の免許を受けたものとみなされる免

を新漁業法第六十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その認可を受けたものとみなす。

第三十三条 この法律の施行の際現に旧漁業法第十一条の免許を受けたものとみなされる免

は、その拡張又は限定されたもの）を満たし、かつ、旧漁業法第八十七条による規定する要件に該当しない者の中から委員を選任することができる。

第十六条 新漁業法百三十八条及び第二百三十九条の規定による海区漁業調整委員会の委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。（处分等の効力）

第二十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。）の施行の日前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてした又はすべきものとみなす。（罰則に関する経過措置）

第三十条 この法律の施行の日前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行の日以後にした行為に対する罰則（政令への委任）

第三十一条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討等）

第三十二条 政府は、漁業者の収入に著しい変動が生じた場合における漁業の経営に及ぼす影響を緩和するための施策について、漁業災害補償の制度の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。（公職選挙法等の一部を改正する法律の一改正に伴う経過措置）

第七十七条 施行日前に年齢満十八年以上満二十年未満の者が犯した旧漁業法第九十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）に規定する罪の事件についての少年法（昭

和二十三年法律第二百六十八号）第二十条第一項の規定については、前条の規定による改正後の規定について、当該各規定。次条において同じ。の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（公職選挙法等の一部を改正する法律の一改正に伴う経過措置）

（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一五日法律第一号）抄（適用区分）

第二条 第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の公職選挙法の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第二十五条第三項及び第四項の規定並びに附則第五条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条（漁業法第九十九条第五項において準用する場合に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は漁業法第九十九条第三項の規定による解職の投票について適用し、前条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は同項の規定による解職の投票については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。（施行期日）

附 則（令和元年五月一五日法律第一号）抄（適用区分）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。（施行期日）

（政令への委任）
第二条 この法律は、前条の規定による改正前の公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定（公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正規定に係る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一号）抄

（適用区分）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。（施行期日）

附 則（令和元年五月一五日法律第一号）抄（適用区分）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正規定に係る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一号）抄

（政令への委任）
第二条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄（施行期日）

第一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によつて、各規定につき政令で定める日（罰則に関する経過措置）

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正規定に係る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正規定に係る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一号）抄